

## 「家計サテライト勘定」の調査研究\*

元内閣府経済社会総合研究所主任研究官 私市 光生

### 第1章 はじめに

#### 1. 国民経済計算とサテライト勘定

「国民経済計算 (the System of National Accounts: SNA)」とは、一国経済全体の経済活動を体系的にとらえ、かつ国際比較することができる統計の作成に必要な概念・定義等を定めた国際基準である。この基準は、国際連合 (UN)、国際通貨基金 (IMF)、経済協力開発機構 (OECD) など国際機関の共同作業として作成され、改定されてきている。現行の基準は、2008年にとりまとめられ、国際連合で採択されたものであり、08SNAと呼ばれている。国民経済計算の主な指標としては、国内総生産 (GDP)、国民所得、正味資産 (国富) などがあげられる。なお、この基準によって作成された統計数値全体についても国民経済計算と呼ばれることがある。以下では、必要に応じて、国民経済計算のうち、概念にかかわるものは「国民経済計算体系」、統計数値にかかわるものは「国民経済計算統計」、と表記する。

国民経済計算統計は、一国経済全体を把握する上で極めて有用であり、政策立案・実施において参照される重要な統計となっている。そのため、さまざまな分野の経済分析を行う研究者などから、国民経済計算の体系に含まれていない活動についても、国民経済計算の対象に含めること、概念・定義等にそのための修正を加えること、などの重要性が指摘される。こうした要請は多様であり、それらを取り入れた場合、分類・概念の変更による利用者の混乱を招いたり、複雑な基準の採用による推計作業の負担をもたらしたりするおそれがある。

このため、家計の家事活動、旅行、環境、保健など多くの分野から SNA 体系の拡張等が求められてきたが、中枢体系においてこれらの要請を受け入れることには限界があるとされ、国際連合が作成した 1993 年の国民経済計算体系では、「社会的関心をひく特定の分野について、中枢体系に過大な負担を負わせたり、これを混乱させたりせずに、国民

経済計算の分析能力を弾力的に拡張する」(21.4) サテライト勘定を作成することが勧告されている。

サテライト勘定としては、今回取り上げる「家計サテライト勘定」のほかにも、国際的には「旅行サテライト勘定」「環境サテライト勘定」「保健サテライト勘定」などが統計専門家等により作成されてきている。このほか、「生産性」「水と緑」「農産物」といったものについてもサテライト勘定を作成すべきであるとの意見も出されている。サテライト勘定では、SNA とは異なった活動分類が採用されていたり、SNA では生産と認められていない活動が付加価値の大きなウエイトをもっていたりする。

#### 2. 家計サービス生産について

国民経済計算体系の中心となる諸勘定は、いわゆる家事活動等を推計の対象外としている。しかし、個々の家庭における家事 (炊事、洗濯、掃除など)、育児、介護といった活動を、家計最終消費支出の計算、あるいは国内総生産の計算から除外することに対して、いくつかの問題提起がされてきている。そのような例としては、次のようなものがあげられる。

##### (1) 家計における、家内労働の価値、とりわけ女性の役割を過小評価していることになっているのではないか。

これまで、国内総生産をはじめとする国民経済計算において、家事、育児、介護等を経済活動として評価してこなかった。例えば、「北京宣言及び行動綱領」<sup>1</sup>実施のための更なる行動とイニシアティブ」<sup>2</sup>では、「国民経済計算の中で忘れられがちな女性の無償労働の質的評価と測定が欠如しているため、社会的経済的発展へ女性が十分に貢献していることがいまなお過小評価されている (第 47 段落)」(総理府仮訳)<sup>3</sup>としている<sup>4</sup>。

\* 本稿の作成に当たって、牧野好洋静岡産業大学教授から有益なコメントを頂いた。資料等について、国民経済計算部地域・特定勘定課の皆様から協力を頂いた。しかし、本稿にかかる責任は、すべて、筆者個人に帰するものである。本稿を作成したこと及び作成された内容は、経済社会総合研究所のいかなる部局のいかなる見解をも表明するものではない。関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図したものである。

<sup>1</sup> 1995年に開催された国際連合第4回世界女性会議では、「北京宣言」及び「行動要綱」が採択された。

<sup>2</sup> 国際連合特別総会「女性2000年会議」アドホック全体会合に関する報告書(2000)

<sup>3</sup> [https://www.gender.go.jp/international/int\\_standard/int\\_un\\_initiative/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_un_initiative/index.html)

<sup>4</sup> なお、08SNAでは、「しばしば、第二次大戦後の先進各国においてGDPが成長したのは、以前は家計活動のみを行っていた女性の労働力への参加が増加したことの一部起因すると論じられている」としている(第29.145段落)。

## (2) ごく長期的に見て、経済成長の大きさを過大評価しているのではないか。

「昔は家族から受けていたサービスの多くを、いまでは市場から買うようになってきている。サービスの提供が非市場部門から市場部門へ移ったことによる変化は、国民経済計算では所得の上昇として表れるが、生活水準が変化したという誤った印象を与えているかもしれない」(Stiglitz 他「経済動向と社会的発展の計測に関する委員会報告」<sup>5</sup>本文第148段落)。

家計サテライト勘定は、このような議論を背景に、家計における生産活動、とりわけ無償労働によるサービス生産(家計サービス生産)を市場価格で評価してみようとするものである。具体的には、勘定の概念・分類・範囲について、国民経済計算体系に準拠しつつも、家計における家事等の活動を、測定対象として生産境界の内側に含める。すなわち、家事、育児、介護など、家計内で生産され、その全額が家計内で消費される、という活動を測定するという修正を加えている。

家計サテライト勘定を作成することにより、家計における家事等の活動が、既存の国民経済計算の国内家計最終消費支出や国内総生産の数字と比較され、家計における活動の大きさや、国民経済計算に対する割合などについて、経済分析の新しい視点が提供されることになる。

今回の作業は、「家計サテライト勘定」について、国際連合欧州経済委員会(UNECE)「無償の家計サービス生産の貨幣評価についての指針」(以下、「貨幣評価指針」という。)及び国際労働機関(ILO)「ボランティア活動測定マニュアル」(以下、「ILO マニュアル」という。)を踏まえ、「家計サテライト勘定」の作成を試みた。

このうち、UNECE「貨幣評価指針」は、欧州統計家会合(第65回総会、2017年6月)で「GUIDE on Valuing Unpaid Household Service Work」(2017)として承認され、その日本語訳は内閣府の website で公表されている<sup>6</sup>。この「貨幣評価指針」には、家計サテライト勘定に関する概念及び定義、評価方法、家計サテライト勘定のひな型、関係国における事例などが紹介されている。また、今後解決すべきいくつかの研究課題も示されている。「ILO マニュアル」(「Manual on the measurement of volunteer work」(2011))は、ボランティア活動を計測するための調査を行うための調査票の作成、

関連する概念及び定義等が紹介されている。いずれも、2008年に取りまとめられた現行の国民経済計算体系を参照しつつ議論を展開している。

上記「貨幣評価指針」は、家計サービス生産にボランティア活動を含めないとする。しかし、この調査では、これまでの調査研究の継続性の観点から、ボランティア活動も参考系列として考慮することとした(「参考資料1 ボランティア活動について」も参照のこと)。

## 3. 各章の概要

以下、本稿では、家計サテライト勘定の作成における基本的な概念、推計の方針について、UNECE「貨幣評価指針」の議論を踏まえ、説明を行っている。第2章では、「生活時間」や「第三者基準」など、家計サテライト勘定を議論する上で必要な用語、概念等について簡単に説明する。第3章では、家計サテライト勘定における産出額の推計には、産出評価法ではなく投入評価法を採用すべきという、UNECE「貨幣評価指針」の議論を整理している。第4章では、この投入評価法に基づき家計サービス生産額の推計を行っている。すなわち、家計が購入した肉・野菜、電気・ガス等のうち家計サービス生産に使われたものを中間投入とし、家事等の時間を労働投入として貨幣換算したものを雇用者報酬に読み替えた上で、これら投入額の合計として家計サービス生産額を推計している。第5章では、耐久消費財を家計サービス生産のための資本設備と考えて、国民経済計算における家計最終消費支出の一部を、家計サービス生産のための総固定資本形成に組み替えている。第6章では、第4章、第5章における作業を概括するとともに、家計最終消費支出の額について、国民経済計算統計における公表値と、家計サービス生産を考慮した額との対比を行っている。第7章では、UNECE「貨幣評価指針」における提案に基づく「家計サテライト勘定」を作成し、巻末資料として掲載するとともに、留意点について議論している。第8章は結語とする。

## 第2章 家計活動のとらえ方

### 1. 生活時間から見た家計活動

家計では、どのような活動が行われているのであろうか。総務省統計局「社会生活基本調査」では、国民の1日の生活行動を調査している<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/8131721/8131772/Stiglitz-Sen-Fitoussi-Commission-report.pdf>

<sup>6</sup> [https://www.esri.cao.go.jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/kajikatsudou\\_181213.html](https://www.esri.cao.go.jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/kajikatsudou_181213.html)

<sup>7</sup> 「社会生活基本調査」は、「国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等への関わりなどの実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的」として、5年ごとに実施されている。平成28年調査の調査対象は「全国の世帯から無作為に選定した約8万8千世帯に住んでいる10歳以上の世帯員(約20万人)」である。

社会生活基本調査の調査票Bでは、記入者に15分単位で24時間の生活行動を記録することを求めている。集計は、記録された内容を、定義に従って、仕事・通勤など有償労働、家事・育児・介護など無償労働、学業・学習・自己啓発など、睡眠・食事・療養など個人的なケア、教養・娯楽など自由時間、その他に分類して行っている(図表2-1)。

以下、生活行動記録にもとづき集計されたデータを「生活時間」ということにする。

図表2-1 生活時間の割合(男女計)

仕事・通勤・求職	241分	(16.7%)
家事・育児・介護など	166分	(11.5%)
学業・通学・自己啓発など	57分	(4.0%)
睡眠・休養・食事・療養など	670分	(46.5%)
教養・趣味・娯楽など	270分	(18.8%)
その他	36分	(2.5%)
合計(24時間×60分)	1440分	(100.0%)

(資料)総務省統計局「平成28年社会生活基本調査—詳細行動分類による生活時間に関する結果—」平成29年12月

## 2. 国民経済計算から見た家計活動と生産境界

### (1) 国民経済計算から見た家計

国民経済計算では、家計について、その主たる機能は、「労働の供給、最終消費、および企業者としての市場財と非金融サービス(金融サービスも含まれることがある。)の生産」としている。ここで最終消費とは、購入した財貨・サービスが、他の財貨・サービスの生産のために費消されることなく、その世帯員によって消費されることである。また、企業者としての財貨・サービスの生産とは、市場での販売を目的とした、自宅の一部で行う財貨・サービスの生産など家計活動とは明瞭には分離されていないような生産活動のことである。図表2-2のとおり、国民経済計算における制度部門には「個人企業」が含まれている。これは、個人企業(農林水産業を含む。)を家計の活動から分離することが難しいことによる。

図表2-2 国民経済計算における制度部門

1. 法人企業
2. 一般政府
3. 家計(個人企業を含む)
4. 対家計民間非営利団体

さて、「社会生活基本調査」において記録された行動が、国民経済計算においてどのように記録されるかを行動分類ごとに見てみよう。

まず、仕事・通勤・求職などにかかわる労働(有償労働)であるが、これは生産活動に投入される賃金・給与によって評価される。賃金・給与は国民経済計算における雇用者報酬として付加価値の一部となる。

家事・育児・介護など、同居家族等(世帯員)に提供するサービスにかかわるものであるが、家事等に従事した労働(無償労働)については、それに見合う賃金・給与が支払われないことから、国民経済計算においては記録されない。ただし、家事等において費消された財貨・サービスの価額は、最終消費支出として計上される。

学業・学習・自己啓発といった行動、教養・娯楽など自由時間における行動、睡眠・食事・療養など個人的なケア行動といったものについては、これらの活動に要した財貨・サービスの価額が、国民経済計算では最終消費支出として計上される。(図表2-3)

### (2) 国民経済計算における生産境界

国民経済計算では、有償労働を付加価値に含めているが、無償労働を基本的には付加価値に含めていない。「家計で行われる自己使用のためのサービス生産」は生産境界の外側にあるとしている。

生産境界とは生産活動として認識される経済活動の範囲である。家族のために行われる炊事(調理して食事をつくること)、洗濯、育児、介護などのサービスは、国民経済計算では生産境界の外側にある。すなわち、こうしたサービスの価額は現行の国際基準では生産活動には含まれず、国民経済計算からは除外されている。

これらの活動をGDPなど国民経済計算の体系の一部としてとらえるには、国民経済計算における生産境界を変更することが前提となる。

図表2-4は、いくつかの労働形態と生産境界の関係を表したものである。国民経済計算の生産境界と一般的な生産境界との違いは、家計で行われる自己使用のためのサービス生産のための労働などが含まれていないことである。

より詳しい議論については「参考資料2 生産の境界」を参照されたい。

図表2-3 社会生活基本調査における行動分類と国民経済計算

社会生活基本調査「行動分類」	国民経済計算における取扱
1. 有償労働 11 主な仕事関連 12 副業関連 13 通勤 14 その他の仕事関連（求職活動など）	○労働の対価は雇用者報酬 ○副業関連費用等は中間投入 ○その他の支出は最終消費支出
2. 無償労働 21 家事 22 育児 33 買い物・サービスの利用	○労働の対価はない ○活動に要した財貨・サービスの購入費用は最終消費支出
3. 学業、学習、自己啓発・訓練 31 学業 32 学業以外	○付加価値は生まない ○活動に要した財貨・サービスの購入費用は最終消費支出
4. 個人的なケア 41 睡眠関連 42 身体的ケア（受診、入浴など） 43 食事	○付加価値は生まない ○活動に要した財貨・サービスの購入費用は最終消費支出
5. 自由時間 51 自由時間 52 交際 53 教養・趣味・娯楽 54 スポーツ 55 マスメディア利用 56 休養・くつろぎ	○付加価値は生まない ○活動に要した財貨・サービスの購入費用は最終消費支出
6. その他 61 移動 62 その他	○付加価値は生まない ○活動に要した財貨・サービスの購入費用は最終消費支出

（備考）国民経済計算の家計部門では計上されるが、社会生活基本調査では調査対象とならないものとして「帰属家賃」があげられる。

図表2-4 労働形態と生産境界

労働の意図した目的	自己の最終使用		他者による使用					
	労働形態	自己使用のための生産（無償労働）		就業（有償労働）	研修生	その他の労働	ボランティア活動	
サービス		財貨	市場及び非市場の単位内の活動				家計内の活動	
							財貨	サービス
08 SNAとの関係	国民経済計算における生産境界							
	一般的な生産境界							

（出所）ILO 「Manual on the measurement of volunteer work」(2011)

（備考）UNECE 「Guide on Valuing Unpaid Household Service Work」2017,para63 より引用

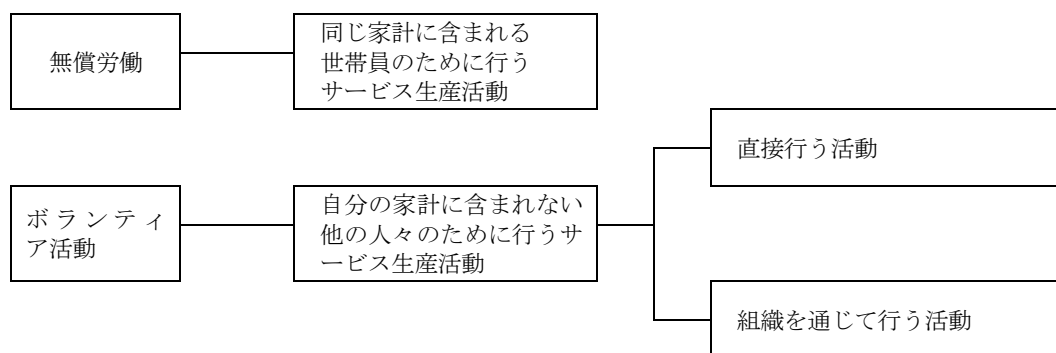
(参考) 無償労働について

これまで内閣府経済社会総合研究所及びその前身である経済企画庁経済研究所では、家事活動とボランティア活動の労働の価値を GDP の規模と比較することなどを目的として、無償労働の貨幣評価の調査研究を実施してきたところである。無償労働の概念及び定義については、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「無償労働の貨幣評価」（平成 30 年（令和元年一部訂正））（以下、文中において、「無償労働の貨幣評価（平成 28 年）」という<sup>8</sup>。）を参照のこと<sup>9</sup>。

現行の国民経済計算においては、「同じ家計に含まれる世帯員のために行うサービス生産活動」「自分の家計に含まれない他の人々のために直接行う活動」としてのサービス生産は、一般的に、生産境界に含まれない。

他方、「組織を通じて行う活動」は生産境界内に含まれるが、労働を無償で提供するのであれば、労働の価値は計測されない。ここでいう組織とは、対家計民間非営利団体など非営利活動を行う組織だけでなく民間企業等も含まれる。上記を整理すると、次の通り。

図表 2-5 無償労働とボランティア活動



(備考) 無償労働、ボランティア活動に伴う財貨の生産活動は省略した。

### 3. 家計におけるサービス生産

#### (1) 「第三者基準」

家計サテライト勘定は、国民経済計算において、生産境界から除外されているサービスの生産を、測定対象として生産境界の内側に含め、市場価格で評価してみようとするものである。

まず検討すべきものは、家計におけるそれぞれの行動が、生産活動に該当するか消費活動に該当するかを区別することである。UNECE「貨幣評価指針」によると、サービスの生産となるか教養娯楽等となるかを判断する上で「第三者基準」が要となる、としている。この第三者基準とは、Hawrylyshyn によると「市場ではなく、家計において生産される経済サービスであるが、家計の世帯員に対する有用性を変えずに、市場で雇用した第三者が生産することもできる」かどうかという基準であるとしている<sup>10</sup>（第 72 段落）。

例えば、睡眠、入浴、学習といった行動は生産活動ではない。他の誰かに、自分の代わりに睡眠してもらったり、

入浴してもらったりするわけにはいかない。しかし、他の誰かに代行してもらうことができる家事、育児、介護などは生産活動であるとしている。家事、育児、介護などそれぞれの世帯の世帯員が行うことが多いが、事業者等のサービスを利用することも可能である。例えば、食事は、自宅で調理するか、外食や弁当などにより外部から購入するかの代替が可能であり、育児、介護も保育所やデイサービスなどで代替可能である。

#### (2) 家計サービス生産の分類

以下では、家計で行われるサービスの生産活動を「家計サービス生産」といい、このうち、同じ家計に含まれる世帯員のために生産を行うものを「自己使用のためのサービス生産」、それ以外のものを「他者使用のためのサービス生産」または「ボランティア」と記述する<sup>11</sup>。この調査では、これまでの調査研究の継続性の観点から、ボランティアも参考系列として考慮することとした。

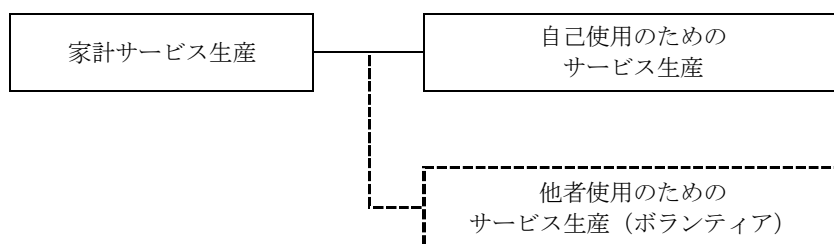
<sup>8</sup> 平成 30 年に公表された「無償労働の貨幣評価」は、平成 28 年に行われた社会生活基本調査による推計であり、平成 28 年推計値であることを明記した。

<sup>9</sup> [https://www.esri.cao.go.jp/sna/sonota/satellite/roudou/roudou\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/sna/sonota/satellite/roudou/roudou_top.html)

<sup>10</sup> この基準は、ピーター・ヒルによって確立されたので「ヒル基準」とも呼ばれている。

<sup>11</sup> 「組織を通じて行うボランティア」については、家計サービス生産にかかわらないが、データ制約により「個人として行うボランティア」と分離できない。ここでは、すべて「個人として行うボランティア」として計算した。

図表2-6 家計サービス生産の分類



(備考) 破線は、この調査研究が「他者使用のためのサービス生産 (ボランティア)」を参考系列として対象とすることを意味する。

(3) 家計サービス生産の活動部門

さらに、UNECE「貨幣評価指針」表4-1及び「社会生活基本調査」を参考に生産活動部門を以下の通りとした。

図表2-7 家計サービス生産の分類

自己使用のためのサービス生産	図表内の記載	活動内容の例
食事サービス生産	炊事	調理、配膳、食器洗い又は食材の手配
園芸(庭の手入れ)サービス生産	園芸	除草、芝刈り又は庭仕事
清掃サービス生産	清掃	清掃、家の中の整理整頓
洗濯サービス生産	洗濯	衣類や家庭用リネンの洗濯、アイロンがけ
衣類サービス生産	衣類	衣類の縫製、繕い
その他家事サービス生産	その他家事	ニワトリの世話、その他
育児サービス生産	育児	同居する17歳以下の子供の世話(注)
成人ケアサービス生産	介護	病気、障害又は高齢のため同居している大人の介護・介助、支援の提供
買物サービス生産(世帯管理を含む)	買物等	家計の資金計画あるいは請求書への支払い 世帯のための買い物
賃借人による住宅サービス生産	住宅	塗装、内外装、設備備品や家具・器具の据え付けなど家屋の維持管理や住居内の修繕
移動サービス	移動	家族の送迎その他の移動
持家の帰属家賃	帰属家賃	

(注) ここでは、17歳以下を子供としているが、我が国を含め、多くの国では18歳以上が成人であることに留意されたい。なお、成人年齢にかかわらず、国際比較においては労働力人口を15歳以上としている。

第3章 家計サービス生産額の推計

1. UNECE「貨幣評価指針」における議論

国民経済計算の指標と比較可能な形で生産活動を測定するためには、まず、生産活動の成果である無償サービスの産出額を貨幣価値で測定する必要がある。すなわち、家計内で生産され家計内で消費されるサービスは、市場で取引されないため、市場価格があきらかでない。このため、何らかの方法で、市場価格相当額を計算する必要がある。

「貨幣評価指針」によると、「自己使用のためのサービス生産の経済的産出の貨幣価値の評価には、2つの方法がある」としている。それは「産出の評価」(直接的な価値評価)と「投入要素の積み上げ」(間接的な価値評価)である。

2. 産出評価法による方法

産出評価法では、産出額を、市場価格で測った家計サービスの生産量として計算する。これを数式で表すと次のようになる。

$$\text{産出額} = \text{市場価格} \times \text{無償の家計サービス生産量}$$

「貨幣評価指針」では、産出評価法については、「家計での産出に関する詳細な情報が不足していて、それと同様な種類と質で市場にある財貨・サービスの価格に関する詳細な情報が得られないため、実施するには難しい方法である」としている。

例えば、家庭でつくる料理を、市場価格で測定できるか。言い換えれば、家庭料理の価額を、レストランで提供される料理の価格を用いて計算して良いのかといったことである。家庭の料理とレストランの料理の品質調整などが、産出額全体に大きな影響を及ぼす。家庭で料理を作る人の腕前がプロの料理人の腕前とどの程度差があるか、厨房機器の性能の差がどの程度あるか、といったデータを得るのは比較的難しいと考えられる。品質の違いということでは投入評価法でも同様の問題が生じるが、産出評価法の方が前提条件に大きく左右されるとしている。

### 3. 投入評価法による方法

投入評価法では、国民経済計算の考え方にに基づき、産出額は、生産活動に投入される財貨・サービス（中間投入）及び雇用者報酬等（付加価値）の合計として計算する。すなわち、第3-1式の右辺の合計であるとしている。

（第3-1式）

産出額 = 中間投入額 + 付加価値額

なお、「付加価値額」は、次の式により定義される。

（第3-2式）

付加価値額 = 雇用者報酬 + 営業余剰 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 - 補助金

### 4. 採用した評価手法

「家計サテライト勘定」の試算にあたっては、上記2つの評価方法のうち、「貨幣評価指針」の勧告に従い、投入要素の積み上げによる評価方法（投入評価法）を採用する。

以下では、投入評価法により、産出額を、投入費用である（1）中間投入、（2）雇用者報酬、（3）営業余剰、（4）固定資本減耗、（5）生産・輸入品に課される税及び（6）補助金の合計額として求める。

### 5. 結果の概要

家計において生産されたサービス（産出）は、すべてその家計における家計最終消費支出となる。したがって産出額だけ家計最終消費支出は増加する。他方、家計サービス生産において投入された財貨・サービス（中間投入）は、家計最終消費支出から控除される。したがって、中間投入額だけ家計最終消費支出は減少する。

同様に、サービス生産に使用された耐久消費財は、家計の総固定資本形成となり、それに見合う額だけ家計最終消費支出から控除される。

平成28年（2016年）における、無償の家計サービス生産の産出額は、代替費用法・スペシャリストアプローチで計算すると216兆円（ボランティア活動を加えると222兆円）であった。

### 6. 留意点

推計における部門分類については、活動別生活時間の基礎統計である「社会生活基本調査」では行動分類を、雇用者報酬の基礎統計である賃金構造基本統計調査では日本標準

職業分類を、中間投入等の基礎統計である産業連関表では日本標準産業分類を、それぞれ参照している。活動ごとに最も適切と考えられる分類を採用しているが、統計間で概念・範囲が一致していない。

また、この推計の基礎となった社会生活基本調査は平成28年調査、国民経済計算は平成28年の第2次推計値であるが、産業連関表は平成27年表である。ただし、無償サービス生産の推計においては産業連関表を投入構造（投入比率）としてのみ利用した。

このほか、産業連関表の投入構造は生産者価格であり、国民経済計算年報「財貨・サービスの供給と需要」などにおける財貨・サービスごとの国内家計最終消費支出は購入者価格であるといったことに留意する必要がある。

## 第4章 投入評価法による推計

この章では、投入評価法により家計サービス生産額を推計するため、中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗等の額を計算する。

### 1. 中間投入（中間消費）の測定

「中間投入（中間消費）<sup>12</sup>」とは、生産活動に投入される財貨・サービスのことである。原材料費、光熱費などが含まれる。

#### （1）基本的考え方

ア. 家計におけるサービス生産と中間投入

国民経済計算の中枢体系における家計最終消費支出に含まれるものの中には、家計が購入した状態で消費されるものもあるが、家事、育児、介護等のサービス生産のために投入されるものもある。肉、野菜、調味料といったものは、そのまま消費する（最終消費支出）というよりも、炊事における原材料（中間投入）として使われることが一般的である。

家計サテライト勘定では、肉、野菜、調味料等に対する支出は、「炊事（食事サービス）」という家計サービス生産活動における中間投入として分類され、家計最終消費支出からは除外される。同様に、ガソリン等は自家用車による移動サービスへの中間投入となるという考え方をとっている。

08SNA「第29章サテライト勘定」では、「たとえば、家計による食料の購入を調理というプロセスへの投入と考えることになる。そのため、この方法による場合、家計によ

<sup>12</sup> 以下では、引用などを除き、原則として「中間投入」と表記する。

る財の直接消費は非常に少なくなるであろう。それは、財の多くが、何らかのサービス産出に対する中間消費として扱われるからである。」(29.149)としている。

イ. 家計サービス生産における投入構造

今回の作業では、投入構造の考え方にに基づき中間投入を推計した。投入構造とは、生産活動に投入された財貨・サービスなどの構成である。例えば、ある飲食サービスの生産に使われた、米、肉、野菜、光熱水道等の額（中間投入額）の売上額（産出額）に対する比率である。

なお、「構造」と呼ぶのは、炊事サービスにおける米の使用額、肉の使用額、洗濯サービスにおける洗剤の使用額といったものの比率は、1年という単位では大きく変化しないと考えられるからである。

今回の作業では、この投入構造を使って、家事、育児、ボランティアなどの活動ごとに、財貨・サービスの使用額を推計するとともに、当該財貨・サービスの額を、家計最終消費支出から控除しようとするものである。

ウ. 推計の考え方

中間投入額の推計及び後述する総固定資本形成の推計について、産業連関表の枠組みを使った模式図で表すと図表4-1と図表4-2のようになる。

図表4-1は家計サービス生産を考慮しない場合の家計最終消費支出を表す。

投入評価法では、炊事サービスの産出額を、精肉、野菜などの原材料価額（中間投入）と、その調理に要した無償労働の貨幣価値等（付加価値）の合計で表す。同様に、洗濯サービスの産出額を、洗剤などの原材料価額と、洗濯、アイロンがけなどに要した無償労働の貨幣価値等の合計で

表す。これらは、図表4-2で新たに加わった列（縦方向）で表される（「家計サービス生産のための中間投入」+「帰属雇用者報酬+帰属固定資本減耗+その他」）<sup>13</sup>。さらにこれらの産出額は、すべて家計で最終消費されることから、図表4-2に新たに加わった行（横方向）で表される（「家計最終消費支出（うち家計サービス生産）」）。

また、冷蔵庫、洗濯機などが家計サービス生産のための設備の購入（家計サービス生産のための総固定資本形成）となる。なお、中間投入及び総固定資本形成にならなかったものは、家計最終消費支出として分類される。

以上を計算式で表すと、

$$\begin{aligned} & \text{家計サービス生産を考慮しない場合の家計最終消費支出（組換前）} \\ & = \text{中間投入に分類変更された家計最終消費支出} \\ & \quad + \text{総固定資本形成に分類変更された家計最終消費支出} \\ & \quad + \text{分類変更後の家計最終消費支出（組換後）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{家計サービス生産（産出額）} \\ & = \text{中間投入に分類変更された家計最終消費支出} \\ & \quad + \text{帰属雇用者報酬} \\ & \quad + \text{帰属固定資本減耗} \\ & \quad + \text{その他} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{家計サービス生産を考慮した場合の家計最終消費支出} \\ & = \text{分類変更後の家計最終消費支出（組換後）} \\ & \quad + \text{家計サービス生産（産出額）} \end{aligned}$$

となる。

図表4-1 一般的な産業連関表の模式図

中間投入額	家計最終消費支出 (組換前)	総固定 資本形成	その他の 最終需要
付加価値額			

<sup>13</sup> 以下、家計サービス生産に投入された無償労働を貨幣評価したものを、帰属雇用者報酬ということとする。同様に、総固定資本形成とした耐久消費財の額をもとに計算した固定資本減耗額を、帰属固定資本減耗ということとする。



図表 4-2 家計サービス生産を加えた産業連関表の模式図

中間投入額	家計サービス 生産のための 中間投入	家計最終 消費支出 (組換後)	家計サービス 生産のための 総固定資本形成	総固定 資本形成	その他の 最終需要
		家計最終 消費支出 (うち家計サー ビス生産)			
付加価値額	帰属雇用者報酬 +帰属固定資本減耗 +その他				

これらの図表を比較すると、家計サービス生産を対象に含めることで、次の点が変更される。

#### a. 家計サービス生産と投入構造

家計サービスの生産を示す行列のうち、列方向(縦方向)では、生産活動に投入されるものが記録される。財貨・サービスが中間投入として、また無償労働等が付加価値として記録される。また、行方向(横方向)では、生産された財貨・サービスがどのように費消されるかが記録される。生産された家計サービスはすべて家計で消費されるとして記録される。

ここで中間投入される財貨・サービスとは、米、野菜、肉、電力などである。なお、医薬品、医療福祉、理容・美容などの身体ケアに関する財貨・サービス、外食、スポーツ観戦、新聞などの教養娯楽のための財貨・サービスについては、家計最終消費支出のままであり、分類変更はない。

#### b. 耐久消費財の一部は総固定資本形成

耐久消費財のうち、家計サービスの生産に使用されるもの、すなわち乗用車、冷蔵庫、洗濯機などに対する支出は、分類変更されて総固定資本形成として記録される。

他方、テレビ・ビデオ、楽器、ドライヤーなどは教養娯楽や身体ケアに使用される耐久消費財は、家計最終消費支出のままで分類変更はない。

#### c. その他の影響

総固定資本形成の額を計上することにより、その価額だけ家計の有形固定資産額が増加するとともに、その資産に見合う固定資本減耗が生じることとなる。

ただし、金融資産に影響が及ぶことはない。

### (2) 推計の概要

#### ア. 推計のベースは産業連関表

「家計サービス生産」における中間投入額を、産業連関

表を用いて推計する。産業連関表の列部門は、それぞれの産業部門にどのような財貨・サービスが投入されているかを表すものである。家計サービス生産活動に対応した産業連関表の部門を見つければ、当該部門の投入構造が参照できる。

産業連関表としては、SNA産業連関表(2016年)をベースとした。しかし、列部門数が96のSNA産業連関表では「炊事」「洗濯」等に対応する列部門を見つけることができない。このため、行509部門、列391部門の平成27年産業連関表(10府省庁共同編集)の投入構造を参照した。

#### イ. 家計サービス生産における活動部門の設定

家計サービス生産活動部門については、UNECE「貨幣評価指針」を基本としつつも、「社会生活基本調査」の概念・定義を援用した。具体的な作業は、炊事、清掃、洗濯等のサービス生産部門に、10府省産業連関表の列部門を対応させることから始めた。今回作業における両者の対応は図4-3の通り。

図表 4-3 サービス生産部門と産業連関表との対応

自己使用のためのサービス生産	産業連関表の経済活動分類
炊事	飲食業
園芸	野菜(露地栽培)
清掃	建物サービス
洗濯	洗濯業
衣類	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
その他家事	その他の対個人サービス
育児	保育所
介護	介護(施設サービスを除く)
買物等	その他の対個人サービス
住宅	建設補修

移動	ハイヤー・タクシー
帰属家賃	住宅賃貸業

他者使用のためのサービス生産	産業連関表の経済活動分類
ボランティア	労働者派遣サービス
同上移動	ハイヤー・タクシー

### (3) 推計手順

#### ア. 作業の概要

各活動それぞれについて中間投入額を推計する。まずは、産業連関表の経済活動分類（列）ごとに、中間投入額の付加価値額に対する比率、すなわち中間投入・付加価値比率を計算する。

#### (式4-1)

$$\text{産業連関表ベース 中間投入・付加価値比率（部門別）} = \frac{\text{産業連関表ベース 中間投入額（部門別）}}{\text{産業連関表ベース 付加価値額（部門別）}}$$

次に、家計サービス生産における付加価値額、すなわち無償労働、固定資本減耗等の合計に、産業連関表ベースの中間投入・付加価値比率を乗じたものを家計サービス生産の部門別中間投入額とした。このとき、炊事、洗濯など家計サービス生産における活動部門ごとに計算することとし、活動部門ごとに、その産出内容になるべく近い産業連関表の産業部門の比率を採用した。

#### (式4-2)

$$\text{家計サービス生産 中間投入額（活動別）} = \text{産業連関表ベース 中間投入・付加価値比率（部門別）} \times \text{家計サービス生産 付加価値額（活動別）}$$

式4-2で、家計サービス生産付加価値額としているもののうち帰属雇用者報酬は、「代替費用法・スペシャリストアプローチ」による値である。代替費用法・スペシャリストアプローチとは、後述するように、無償活動に投入される労働の価値を、その活動に相当する職業で雇用される人々の時給で評価するという考え方に基づくものである。産業連関表における雇用者報酬は、その産業の生産を行う、いわばスペシャリストの時給を反映している、と考えた。

#### イ. 作業手順

作業手順は次の通り。ステップ1により、家計サービス生産活動に対応する産業連関表の部門を選択する。ステップ2～3により、家計サービス生産活動の投入構造を推計する。ステップ4～6により、投入された無償労働をもとに中間投入額を推計する。

#### ステップ1

産業連関表から、食事サービス、洗濯サービス、衣類サービスなどに該当する生産活動の列部門をそれぞれ抜き出した。

#### ステップ2

産業活動における自動車の燃料として使われるのは、ガソリン又は軽油であるが、事業活動と家計活動ではガソリンと軽油の比率が異なることからガソリンと軽油の行部門を統合した。このほか、事業活動と家計活動の差異を踏まえ、いくつかの部門を整理統合した。

#### ステップ3

産業連関表における付加価値額に対する財貨・サービスの中間投入額の比率（財貨・サービス／付加価値比率）を、ステップ1で抜き出した列ごとに計算する。ここで付加価値とは、雇用者報酬、営業余剰、資本減耗引当、間接税、（控除）補助金の合計である。

#### ステップ4

ステップ3で計算した「財貨・サービス／付加価値比率」に、家計サービス生産の活動部門ごとの付加価値額（帰属雇用者報酬（無償労働額）等）を乗じて、各活動部門で中間投入される財貨・サービスの額を計算した。

#### ステップ5

ステップ4で計算した財貨・サービスの額について、家計最終消費支出額を上限值として、家計最終消費支出とすべき額及び中間投入に移し替えるべき額を、比例配分などの方法により、それぞれ推計した。

#### ステップ6

ステップ5による中間投入額と、帰属雇用者報酬等の付加価値額を合計して家計サービス生産の活動部門別産出額を求めた。

#### ウ. 留意点

##### (ア) 分類について

ところで、家計サービス生産における無償労働の活動分類は、「賃金構造基本統計調査」における「日本標準職業分類」と一致するわけではなく、また、「産業連関表」に採用されている「日本標準産業分類」とも一致するわけでもない。

中間投入においても、「産業連関表」の分類をベースとして対応を行ったが、「社会生活基本調査」の活動分類と「産

業連関表」の活動分類は一致しないことに留意する必要がある。

(イ) 中間投入の推計額を 0.0 とした行部門

家計におけるサービス生産活動において参照した、産業連関表の投入構造（産業(行部門)の内訳)のうち、家計では最終消費されていない部門については、中間投入比率が 0.0 でなくとも、家計最終消費支出額が 0 であるので分類変更すべき財貨・サービスの額が 0.0 となる。この場合、企業と家計では投入構造が異なるとして、中間投入額=0.0 とした。

いくつか例をあげると、「対事業所サービス」のうち、「広告」「法務・財務・会計サービス」「土木建築サービス」については、家計サービスの生産で投入されるとは考えられない。「その他の対事業所サービス」は看板、ディスプレイなどが主な項目であるので、これも家計サービス生産には投入されない。厨房機器の維持補修などは、家計とは支出内容が異なることから除外した。ただし、「自動車整備」については、「家計における移動サービス生産」にかかわるものとして参照した。

事業者の「金融サービス」(FISIM 並びに手数料)については、設備資金、運転資金に係る費用などと考えられ、家計の「住宅金融」「自動車ローン」などに係る費用と性格が違っているので、家計最終消費における支出構造をもとに推計することとした。

(ウ) 中間投入がマイナスの行部門

「廃棄物処理」については、事業者は廃棄物を有料で処理している。しかし、家計におけるごみ処理については、粗大ごみ処理、有料ごみ袋などを含めても、費用は小さいと考えられる。なお、家計から排出される古紙、ガラス、金属缶などの回収は関連する産業にマイナスの投入として計上されている。

(エ) 投入構造の差

産業連関表の投入構造をみると、家計では使用されていないA重油がある。これは、家計における灯油などと同じと考えて、灯油とA重油を部門統合した。同様に、ガソリンと軽油、都市ガスと天然ガスと熱供給業などを統合して中間投入比率を計算した。

なお、事業所と家計では購入比率が異なるものがある。推計に当たっては、これらについても妥当性を検討した。たとえば、飲食サービスにおける投入と家計における支出を比較すると、鶏卵、精肉(牛豚鶏肉等)、漁業(魚介類)等は飲食サービスにおいて比率が高く、野菜等は家計の方

の比率が高かった。これは、外食と家計における提供メニューの差と考えられることから、家計最終消費における支出構造を反映させた。

(オ) 27年産業連関表から SNA ベースへの切り替え

上記ステップのうち、ステップ4までが27年産業連関表ベース、ステップ5以降が SNA ベースである。27年産業連関表の分類を統合して、SNA 産業連関表の分類にあわせ、両者の比をとることにより換算を行った。

(4) 結果の概要

代替費用法・スペシャリストアプローチによる帰属雇用者報酬をもとに推計した中間投入の額は、自己使用のためのサービス生産で 79.8 兆円であり、ボランティア等で 0.2 兆円であった。内訳は次表の通り<sup>14</sup>。

図表 4-4 中間投入の額

(単位：10 億円)

自己使用のためのサービス生産	金額
炊事	51,288.5
園芸	2,102.6
清掃	2,896.4
洗濯	4,623.4
衣類	493.3
その他家事	538.5
育児	2,988.0
介護	324.5
買物等	5,608.0
住宅	334.2
移動	3,866.9
帰属家賃	4,706.6

他者使用のためのサービス生産	金額
ボランティア	68.6
同上移動	160.2

<sup>14</sup> この中間投入額は、機会費用ベース及び代替費用法・ジェネラリストアプローチベースによる家計サービス生産の産出額推計にも適用すべきものである。なお、今回の作業では、機会費用法等による家計サービス生産の推計は行っていないが、帰属雇用者報酬の数値を置き換えることにより、他のベースによる推計額を容易に算出できよう。

## 2. 雇用者報酬の測定

### (1) 基本的考え方

「雇用者報酬」とは、国民経済計算の概念で、生産活動に投入される労働の貨幣価値（及び関連するコスト）を表すものである。この雇用者報酬の額を、無償労働の貨幣価値で求める。この作業は、既に、内閣府経済社会総合研究所「無償労働の貨幣評価（平成28年）」において行われていることから、これを援用することとする。

#### ア. 推計対象となる家事活動等

家事活動等の対象は、家事（炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、園芸）、育児、介護・看護、買物、移動とした。ボランティア活動は、UNECE「貨幣評価指針」では対象外としていることから、参考値として推計している。

#### イ. 「時間」×「賃金単価」による貨幣価値評価

「無償労働の貨幣評価（平成28年）」では、家計における無償サービス生産に投入される無償労働の価値は、家計におけるサービス生産を行った時間に、賃金単価をかけて（「時間」×「賃金単価」）計算したものである。このようにして計算した家事労働等の価値を、家計サテライト勘定における雇用者報酬として採用した。

ここで、家計におけるサービス生産を行った時間については総務省統計局「社会生活基本調査」を、賃金単価については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をそれぞれ参照した。また、「社会生活基本調査」と「家計サテライト勘定」の項目については、「表4-4「社会生活基本調査」の分類との比較」の通り対応させた。なお、「賃金構造基本統計調査」と「家計サテライト勘定」との対応については、以下の「(2) 推計の概要」を参照されたい。

#### ウ. 賃金単価について

「貨幣評価指針」では、「帰属賃金の選択は、貨幣価値による評価に大きく関係する。更に言えば、この選択は有償のサービス生産と自己使用のためのサービス生産とを比較しようとするとき避けて通れない。」として、次の2つのアプローチがとられている（下線は原文による。）。

- 機会費用法——その人の実際の就業から得られる賃金率により、自己使用のための生産の貨幣価値を評価する。
- 代替費用法——類似の職種における有償労働に対する市場賃金率を使い、それを自己使用のためのサービス生産の時間に適用する。これが勧告されるアプローチである。

としている（「貨幣評価指針」第119段落）。

それぞれのアプローチについて、「貨幣評価指針」では、下記の（参考）の通り記述している。

図表4-5 「社会生活基本調査」の分類との比較

自己使用のためのサービス生産	「社会生活基本調査」の分類 (アフターコード方式)
炊事	「食事の管理」「菓子づくり」
園芸	「園芸(趣味としての園芸を除く)」
清掃	「住まいの手入れ・整理」
洗濯	「衣類の手入れ」
衣類	「衣類等の作製」
その他家事	「その他の家事」
育児	「子供(乳幼児以外)の介護・看護」 「子供(乳幼児以外)の身の回りの世話」 「育児」のうち「子供の送迎移動」以外
介護	「家族(子供以外)の介護・看護」 「家族(子供以外)の身の回りの世話」
買物等	「世帯管理」「その他の家事」 「買物・サービスの利用」
住宅	「建築・修繕」
移動	「乗り物の手入れ」 「家事関連に伴う移動」 「子供の送迎移動」
帰属家賃	

他者使用のためのサービス生産	「社会生活基本調査」の分類 (アフターコード方式)
ボランティア	「ボランティア活動」
同上移動	「ボランティア活動に伴う移動」

(注) 国民経済計算体系における「持ち家の帰属家賃」では、雇用者報酬は計上されない。

(参考) 「貨幣評価指針」における帰属賃金の評価の考え方  
(第120段落～第125段落(抄))。

#### ア. 機会費用法(OC法)

自己使用のためのサービス生産の貨幣価値を評価するための機会費用法は、ある個人が自己使用のためのサービス生産に携わる際に、代わりに遂行できたはずの活動については、関係する金銭的利益及び非金銭的利益のすべてを断念するという前提に基づいている。しかし、機会費用賃金を用いることで、自己使用のためのサービス生産の貨幣価値の評価は、誰がその任務を遂行するかによって大きく異なる可能性がある。

## イ. 代替費用法

代替費用法的前提は、無償活動にかけた時間は市場で類似の活動に携わる個人の時給により貨幣価値を評価できるというもの。家計の世帯員とその「代替者」には、同じ生産性があると想定している。

## (ア) 代替費用法・スペシャリストアプローチ (RC-S 法)

スペシャリストアプローチでは、無償活動の代替費用は同等の職業で雇用される人々の時給に基づいて帰属計算される。このアプローチでは、異なる活動は異なる職業の労働者が行うと考えるため、賃金額は活動によって異なる。このアプローチの最大の問題点は、代替労働者の就業条件と生産性は無償家計労働者とは大きく異なること。実際的な見地からは、家計の全活動の貨幣価値を評価できる市場の代替者が存在することはない。

## (イ) 代替費用法・ジェネラリストアプローチ (RC-G 法)

代替費用法・ジェネラリストアプローチでは、用いられる賃金額は一般的な家政婦のもの。このアプローチは次の点で最も適切と言える：(i) 労働条件が、自己使用のためのサービス生産の生産者が直面する多くの活動と全く同じでないにしろ類似している。また(ii) 一般的な家政婦は、家計内で行われる典型的な仕事の大多数を遂行する可能性が高い。それでも家計内には、家政婦にさせることがなさそうな生産性が高い仕事が依然として多くあり、単一の賃金額を適用することで貨幣価値の評価が不適切となる可能性がある。

## (2) 推計の概要

「無償労働の貨幣評価 (平成 28 年)」によると、以下の通り。

## ア. 年間時間数

推計対象となる家事活動等無償労働の年間時間は、「平成 28 年社会生活基本調査」(総務省統計局)における、「男女別、5 歳階級別、有配偶者別、有業者別」の一人当たり年間時間に、「国勢調査」(総務省統計局)を基礎に求めた平成 28 年 (2016) 年の「男女別、5 歳階級別、有配偶者別、有業者別」の人口を乗じ、「行動」別に総時間数を推計した。

## イ. 無償労働の時間単価

## (ア) 機会費用法 (OC 法)

「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の 5 歳年齢階級別、男女別の常用労働者の時給、および常用労働者と短時間労働者の平均時間単価の 2 種類を用いて推計した。

## (イ) 代替費用法・スペシャリストアプローチ (RC-S 法)

無償労働の貨幣評価額をスペシャリスト法により求める際には、「平成 28 年賃金構造基本統計調査」に掲載されている職種毎の「所定内給与額」を使用し推計作業を行った。無償労働サービス生産と職種との対応は図表 4-5 「RC-S 法における職種のあてはめ」の通り。

## (ウ) 代替費用法・ジェネラリストアプローチ (RC-G 法)

1996 年「賃金実態調査」(財団法人日本臨床看護家政協会)の全国平均時給 880 円を「その他の生活関連サービス」における全国平均の時間単価の伸び率で延長推計を行っている。平成 28 年 (2016) 年は時給 1,090 円 (対 1996 年比 23.8% 増加) となった。なお、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会が平成 28 年 12 月に行った調査 (厚生労働省委託事業) によると、平成 28 年 (2016) 年東京都の家政婦の平均時給は 1,363 円 (1996 年 1,127 円) と、同 21% の増加となっており、ほぼ同水準にある。

図表 4-6 RC-S 法における職種のあてはめ

自己使用のためのサービス生産	賃金構造基本統計調査における職種
炊事	「調理師」「調理師見習」
園芸	「用務員」 「その他の生活関連サービス業」
清掃	「ビル清掃員」
洗濯	「洗たく工」
衣類	「洋裁工」「ミシン縫製工」
その他家事	「用務員」
育児	「保育士 (保母・保父)」
介護	「看護補助者」「ホームヘルパー」
買物等	「用務員」
住宅	「用務員」
移動	「タクシー運転者」「用務員」
帰属家賃	

他者使用のためのサービス生産	賃金構造基本統計調査における職種
ボランティア	協同組合、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、その他の教育・学習支援業、学術研究機関、政治・経済・文化団体
同上移動	同上

(注) 国民経済計算体系における「持ち家の帰属家賃」では、雇業者報酬は計上されない。

## (3) 結果の概要

「無償労働の貨幣評価（平成28年）」における推計結果は以下の通り。

図表4-7 家事活動における無償労働の貨幣評価額

	機会費用法	代替費用法 スペシャリスト アプローチ	代替費用法 ジェネラリスト アプローチ
食事（食事の管理、菓子作り）	54,857	43,538	39,769
園芸（園芸）	9,116	7,158	6,345
清掃（住まいの手入・整理）	24,642	17,116	17,565
洗濯（衣類等の手入れ）	18,312	13,994	13,251
衣類（衣類等の作製）	1,391	1,071	1,114
その他の家事	5,296	4,322	3,831
成人ケア（子供以外の介護・看護、世話）	2,450	1,903	1,669
育児等（育児、子供の介護・看護、世話）	18,643	14,707	12,592
買い物等（世帯管理、買物等）	27,764	21,266	18,849
住宅（建築・修繕）	686	537	432
持ち家の帰属家賃			
移動（家事に伴う移動、乗り物の手入れ）	13,531	10,622	9,089

（資料）内閣府経済社会総合研究所「無償労働の貨幣評価（平成28年）」（図表18）平成30年

図表4-8 ボランティア活動における無償労働の貨幣評価額

	機会費用法	代替費用法 スペシャリスト アプローチ	代替費用法 ジェネラリスト アプローチ
ボランティア	4,458	4,847	
移動（ボランティア活動に伴う移動）	577	440	

（資料）内閣府経済社会総合研究所「無償労働の貨幣評価（平成28年）」（図表24）平成30年

## 3. 営業余剰等の測定

「営業余剰」とは、国民経済計算の概念で、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を表すものである。ここで、家計サテライト勘定においては、営業余剰はないものとしている。

営業余剰には、概念上、資本収益が含まれる。一般に事業者による生産は、設備・機器（資本ストック）等による生産効率の追求があり、家計とは生産構造が異なるのが一般的である。例えば、レストランチェーンでは、食材の加工を効率的に行うためのセントラルキッチンを設置することが一般的であり、それに見合う資本収益、営業余剰といったものが計上される。しかし、家計では、調理時間短縮等のため家電を購入・使用しているものの、企業設備に比べれば、一般に、家計ごとの規模は小さく、それらの稼働率も高くはない。

「貨幣評価指針」によると、「自己使用のためのサービス

生産に使われる資本収益の推計においては、中央政府が発行する国債の金利を適用すること」とある。家計における生産資本ストックの規模、現在の金利水準などを踏まえ、資本収益はないものとした。

## 4. 固定資本減耗の測定

「固定資本減耗」とは、国民経済計算の概念で、建物、機械機器、設備などからなる固定資産について、生産活動が行われる期間における摩耗、滅失、陳腐化などによる評価額の減少等である。

## (1) 基本的考え方

企業は生産活動に用いるために購入した財のうち、耐用年数が1年を超え、かつ商品単価が一定額を超えるようなものについては設備投資等（総固定資本形成）に計上し、投資額に相当する額を耐用年数にわたって配分し、毎年の

生産費用に減価償却費等（固定資本減耗）として加算している。しかし、国民経済計算においては、家計により購入される乗用車、冷蔵庫など、耐用年数が1年を超え、かつ商品単価が一定額を超えるようなものであっても、生産活動に寄与しないとして、購入した時点で全額消費される「耐久消費財」として扱われる。しかし、家計サービス生産においては、これらの耐久消費財に対する支出は、生産活動に投入されるものとして、総固定資本形成に分類されることから、それに見合った固定資本減耗額が費用として計上される。

また、家計サービス生産の推計において、炊事、洗濯といったサービスの種類ごとに産出額を計算するためには、サービスの種類ごとの固定資本減耗額を計算する必要がある。例えば、冷蔵庫の減価償却額は「炊事」に計上し、洗濯機の減価償却額は「洗濯」に計上する。

## （2）推計の概要

ア．総固定資本形成の推計

第5章「資本推計の考え方」参照

イ．固定資本減耗率の推計

国民経済計算年報「家計の主要耐久消費財残高」の参考表に基づいて推計を行った。具体的には、この表における「調整額」をほぼ固定資本減耗に等しいものと考え、調整額／最終消費支出比率を、第5章「資本推計の考え方」における総固定資本形成額に乗じた。なお、調整額には、固定資本減耗分のほかに価格変動分（名目保有利得）や大規模災害による毀損分が含まれており、固定資本減耗分に比べれば限定的とは考えられるものの、より精緻な推計が今後の課題と言える。

なお、総固定資本形成は1年間のフローだが、固定資本減耗は固定資産のストックに対する減耗額であるため、固定資本減耗が総固定資本形成に近い額だったり、超過したりする場合もある。

## （3）結果の概要

図表4-9 固定資本減耗額

(単位：10億円)

自己使用のためのサービス生産	固定資本減耗額	総固定資本形成額 (第5章参照)
炊事	1,118.2	1,198.1
園芸		
清掃	365.5	345.5
洗濯	394.0	446.3
衣類	9.9	11.2

その他家事		
育児		
介護		
買物等		
住宅		
移動	2,743.4	3,081.2
帰属家賃	16,872.9	

他者使用のためのサービス生産	固定資本減耗額	総固定資本形成額 (第4章参照)
ボランティア		
同上移動	137.0	154.2

## 5. 生産・輸入品に課される税の測定

「生産・輸入品に課される税」とは、国民経済計算の概念で、生産活動においてコストの一部となるものである。消費税、輸入関税、酒税、たばこ税、揮発油税、固定資産税などがある。

「貨幣評価指針」では、「自己使用のためのサービス生産は、まさにその性質により市場では販売されない。しかし、生産に課される税のうち、家計自身の最終使用のためのサービス生産に関連がある部分に限っては計上すべきである。例えば、国によっては、土地、建物、その他構造物の所有又は使用に基づいて税を徴収する場合がある。これはとりもなおさず、自己使用のために使用されるサービス生産に使用されるものに対する課税となる。同様に、生産を目的とする固定資産（車両、設備、機器）の使用に対しては、資産を所有しているか賃借しているかに関係なく課税される場合がある。最後に、ある種の免許等、例えば車両の所有権又は使用権、あるいは狩猟許可又は漁業許可、の見返りとしての支払いは、一部の場合に課税の一形態と見なされることがある。」(第196段落)としている。

国民経済計算年報の参考資料III. 用語解説における「生産・輸入品に課される税」の項目には、「大別すると、『生産物に課される税』と『生産に課されるその他の税』に分かれ、前者は、財貨またはサービスの1単位当たりで支払われる税であり、『付加価値型税』、『輸入関税』、『その他』に分かれる。『付加価値型税』には消費税や地方消費税等が・・・(中略)含まれる。また、『生産に課されるその他の税』は、生産者が生産に携わる結果として課税される、『生産物に課される税』を除く全ての税からなり、固定資産税や印紙収入税等が含まれる。」と記載されている。

今回作業においては、国民経済計算年報において生産・輸入品に課される税として記録されている帰属家賃にかか

わる固定資産税に加え、自動車の保有にかかる自動車重量税及び自動車税のうち家計負担分を生産・輸入品に課される税として推計対象とした。

図4-10 自動車重量税及び自動車税の推計額

(単位：10億円)

家計サービス生産部門	税額
家事関連の移動	351.6
ボランティア関連の移動	17.6
平成28(2016)年度税込	2,185.0

## 6. 補助金の測定

国民経済計算でいう「補助金」とは、政府から市場生産者に、生産費用の一部を充当するために支給され、その出荷価格を引き上げる効果があるもので、住宅貸付の支払利子に対する補助金といったものがある。

今回作業においては、該当するものはないとした。「貨幣評価指針」によると、「自己使用のためのサービス生産の直接的な提供に対する給付を受け取った場合には、その生産に対する補助金として記録すべきである。各国は、給付が生産と実際に関係があるか注意する必要がある。例えば、家計が実際に子供たちの世話をしているかどうかに関係なく子供がいる家計には給付を支払っている国があるが、これを生産に対する補助金とすべきではない。」(第199段落)とされている。

## 第5章 資本推計の考え方

### 1. 総固定資本形成

#### (1) 基本的考え方

##### ア. 生産資産としての耐久消費財

国民経済計算においては、家計により購入される乗用車、冷蔵庫などは、生産活動に寄与しないものとして、総固定資本形成(企業設備)要件である「耐用年数が1年を超え、かつ価格が一定額を超える」に該当するようなものであっても、生産活動に寄与しないとして、購入した時点で全額消費される「耐久消費財」として扱われる。

家計サテライト勘定において、家計サービスの生産という概念を持ち込むことにより、耐久消費財の中には、生産設備・機器等となるものがある。このような設備・機器に対する支出は、国民経済計算における総固定資本形成に相当すると考えられることから、家計サテライト勘定では総固定資本形成として扱うこととしている。

##### イ. 総固定資本形成の対象となる耐久消費財

家計最終消費支出に含まれる耐久消費財には、乗用車、洗濯機、冷蔵庫など家計サービス生産に使用されるものと、パソコン、楽器、運動用具、ベッドといった、教養娯楽や身体ケアといったことに使用されるものがある。

家計サービス生産に使用される耐久消費財は、家計の総固定資本形成へと分類変更され、これに見合う額が家計最終消費支出から控除される。他方、教養娯楽や身体ケアといったことに使用される耐久消費財は、家計サテライト勘定においても、総固定資本形成に分類変更せず、取り扱いの家計最終消費支出のままである。

なお、エアコンなどの使用は家計サービス生産に限らない。また、エアコン使用における家計サービス生産への寄与分(例えば、人・時間による割合)を計算することは難しい。このため、本作業においては、エアコンなどについては、総固定資本形成から除外することとした。

(参考) 国民経済計算第29章サテライト勘定等における考え方

#### 耐久消費財

29.152 耐久消費財は、単なる最終消費支出としてではなく家計による固定資本形成の一形態として扱われるべきである、としばしば議論されている。住宅に設置されている諸設備に関しては、グレーゾーンがあることも事実である。場合によって、住宅費用に、調理器具、冷蔵庫、皿洗い機などのすべての台所機器が含まれている可能性があるが、これらの設備を消費支出として扱うべき場合もある。

29.153 資産境界から耐久消費財を除外する主な理由は、家計サービスの除外と関連する。もし、家庭内で、衣類の洗濯を機械で行なえば、生産境界内での活動であることになるのなら、手洗いの時に除外する理由は明らかでない。

29.154 にもかかわらず、耐久消費財の取得状況をモニターすることは、大いに関心をひく事柄であるには違いない。実際、耐久消費財の取得には、しばしば、循環性がある。もともと、支出金額の変動が、新規生産物の導入に追随しているだけである可能性は否定しない。

29.155 サテライト勘定でこの問題を取り上げる場合、2つのアプローチがありうる。最初のアプローチは、無償の家計生産を貨幣評価すると同時に耐久消費財に対して代替的な取扱いを採用することである。もう一つのアプローチは、無償の家計生産については、生産境界外のままにするが、耐久消費財をそれが提供



したサービスの推計に置き換えることである。耐久消費財を資産として扱うことは、家計の貯蓄と富の測定という脈絡からも、関心をもたれる可能性がある。この種の分析の例としては、『ユーロ圏における耐久財とその家計貯蓄率に対する影響』(Durable Goods and their Effect on Household Saving Ratios in the Euro Area) (Jalava ら、2006) がある。

## (2) 推計の概要

### ア. 対象とする耐久消費財

国民経済計算年報「家計の形態別最終消費支出」では家計最終消費支出に含まれる財貨・サービスを、「耐久財」「半耐久財」「非耐久財」「サービス」に分類している<sup>15</sup>。このうち同年報参考表「家計の主要耐久消費財残高」の集計対象となった「耐久財」を抜き出したものが図表5-1である。

これら耐久財には、家計サービス生産用耐久財、教養娯楽用耐久財、身体ケア用耐久財等があるが、このうち、家計サービスの生産に資すると考えられる財について消費支出額を集計した。

図表5-1 耐久消費財の分類

	家計最終消費目的分類 (耐久財のみ掲載)
1. 家具・敷物	5101 家具及び装備品(タンス、食卓セット、食器戸棚、ベッド、学習用机・いす、仏壇神棚等、日よけなど) 5102 絨毯及びその他の敷物(じゅうたん、敷物など)
2. 家庭用器具	5301 家庭用器具(電気冷蔵庫、電子レンジ、炊事用ガス器具、電気炊飯器、電気掃除機、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気温水洗浄便座、エアコン、ストーブ、ヒーター、給湯器、太陽熱利用機器、金庫など)
3. 個人輸送機器	7101 自動車 7102 オートバイ 7103 自転車及びその他の輸送機器
4. 情報・通信機器	9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器 9103 情報処理装置(パソコン周辺機器、タブレット端末、スマホ、ケータイなど) 9105 パソコン
5. その他	6102 治療用機器(めがね、コンタクトレンズなど) 9102 写真・撮影用装置及び光学器械 9201 楽器

(備考) 国民経済計算部「国民経済計算推計手法解説書」表11-2に加筆

### イ. 推計方法の概要

しかし、耐久消費財の種類ごとにその額を求めることは簡単なことではない。

そのため、3つの推計方法を考えて比較を行った。すなわち、①産業連関表を用いる方法、②国民経済計算年報ストック編・参考表1(家計の主要耐久消費財残高)を用いる方法及び③日本電機工業会資料を用いる方法である。

一つ目の産業連関表を用いる方法は、産業部門を一つ一つ検討して、耐久消費財に該当するかどうか、また、家計サービス生産に資するかどうかを検討するものである。該当するのは民生用電気機器、乗用車等と考えられる。しかし、民生用電気機器の範囲については日本標準産業分類で示されているが、計数の内訳は基本表からは得ることはできない。

二つ目は、「国民経済計算年報ストック編・参考表1」を用いる方法である。家計サービス生産に該当するのは、家庭用器具及び個人輸送機器と考えられる。しかし、家庭用器具及び個人輸送機器の範囲については国民経済計算推計手法解説書の表11-2耐久消費財分類と家計最終消費の目的別分類(及び表7-1等)で示されているが、計数の内訳は国民経済計算年報からは得ることはできない。

三つ目は、日本電機工業会の資料を用いる方法である。これにより耐久消費財の出荷額を捉えることができる。しかし、家計が購入したかどうかは明らかではない。

今回は、原則として、国民経済計算年報の参考表1をベースに、耐久消費財の額を部門別に分割する方法をとった。

「家具・敷物」については、家計サービス生産(食卓、洋服ダンスなど)のほかに学習(学習机など)、身体ケア(ベッド、ドレッサーなど)、その他(仏壇仏具など)が含まれているが、仮定として、その半額を家計サービス生産関連(炊事、洗濯(衣類の手入れ)それぞれに1/2)とした。

「家庭用器具」の内訳が明らかでないことから、サービス生産に使用される耐久消費財としては、冷蔵庫、洗濯機等の産業連関表「民生用電気機械」に相当するものと考えた。また、その内訳については日本電機工業会の資料を分割比率に利用した。

「個人輸送機器」については、乗用車等の最終消費支出額を転記した。なお、家計サービス生産等にかかる移動とそれ以外(趣味等)の移動を分けたが、分割比率として社会生活基本調査における行動時間を採用した。

なお、「情報・通信機器」「その他」には、家計サービス生産に関係する耐久消費財は、含まれていないと考えた。

<sup>15</sup> 家計最終消費支出の形態分類については、経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算推計方法解説書(年次推計編)平成23年基準版」(平成29年3月24日(平成29年4月27日改訂))の「表7-1国内家計最終消費支出88目的分類一覧」を参照した。

また、ボランティアについては、生活時間以外に内訳を分割する資料が得られなかった。

以上により計算した、サービス生産に投入された耐久消費財の額は図表5-2の通りである。

### (3) 結果の概要

家計最終消費支出に含まれる耐久消費財の額について国民経済計算年報を参照すると、平成28年(2016年)に22兆567.2億円であった。今回作業で総固定資本形成に分類を変更したものは、5兆2364億円であった。

図表5-2 サービス別耐久消費財の額

(単位：10億円)

自己使用のためのサービス生産	家具・敷物	家庭用器具	個人輸送機器	左記計
炊事	197.7	1,000.4		1,198.1
園芸				
清掃	197.7	147.8		345.5
洗濯		446.3		446.3
衣類		11.2		11.2
その他家事				
育児				
介護				
買物等				
住宅				
移動			3,081.2	3,081.2

他者使用のためのサービス生産	家具・敷物	家庭用器具	個人輸送機器	左記計
ボランティア				
同上移動			154.2	154.2

### 2. 在庫変動の取扱い

在庫変動は考慮しなかった。購入した米、小麦粉、おむつなどの一部はただちに費消されることなく、在庫となるかもしれない。しかし、今回作業においては、依るべき資料が得られなかったこと、これらのストックの変動を推計する意義に乏しいと考えられたことから、家計最終消費支

出から在庫変動への組換えは行っていない。すなわち、当期に購入したものはすべて当期において費消されたものとした。

## 第6章 推計作業のまとめ

### 1. 家計における生産活動の認識

家計サテライト勘定では、家計における無償サービス生産を生産概念に含める。これにより、現在、家計最終消費支出とされている財貨・サービスの中には、生産活動への投入として分類すべきもの、したがって家計消費から控除し、中間投入または総固定資本形成に加算することが必要となる財貨・サービスが生じる。このとき、家計における無償サービス生産により産出され、家計で消費された財貨・サービスは家計最終消費支出に加算すべきものとなる。

ここで無償サービス生産としているのは、生計を同じくする世帯員のために行う炊事、洗濯、育児、介護、移動などで、第三者基準を満たすものとしている。第三者基準とは、誰かほかの人に行ってもらえるものかどうかという判断基準のことである。

### 2. 家計消費の一部を中間投入とする

家計サテライト勘定では、家計において調理に用いる肉、魚貝類や料理に必要な水、ガス、電気、あるいは、洗濯に必要な水、電気、洗剤など、生産活動の過程において費消される財貨・サービスに対する支出であって、他の制度単位と取引を行ったものは、中間投入となる。

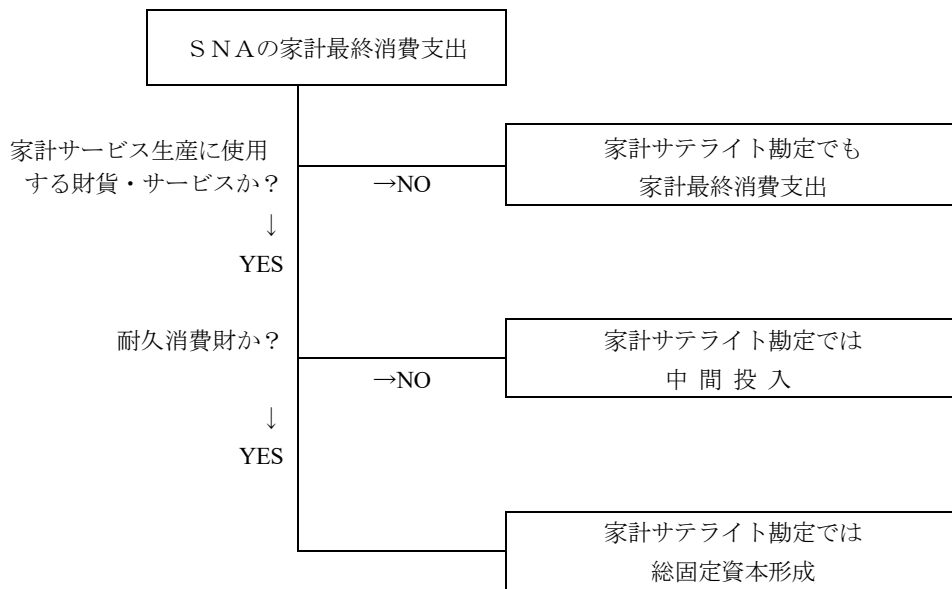
### 3. 家計消費の一部を総固定資本形成とする

また、家計内のサービス生産に必要な機械機器等(冷蔵庫、乗用車など)に対する支出は、総固定資本形成となる。

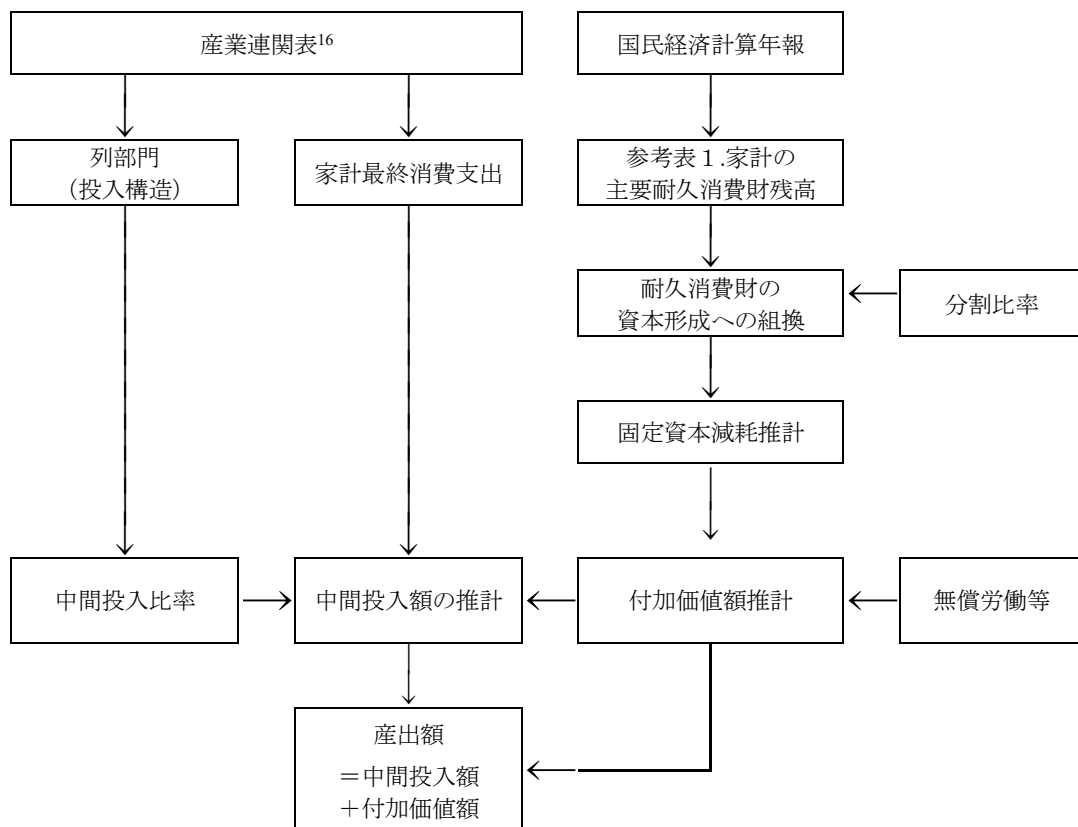
### 4. 家計サテライト勘定と家計最終消費支出

すなわち家計サテライト勘定では、家計(個人企業を除く)が購入した財貨・サービスは、家計最終消費支出だけではなく、総固定資本形成、在庫変動及び中間投入となりうる。これら以外の消費支出、すなわち他の生産に投入されない財貨・サービスは家計最終消費支出として計上される。例えば、テレビ・ビデオ、カメラ、仏壇・仏具などの耐久財、たばこ、菓子、飲料などの非耐久財、医療、理容・美容、飲食・宿泊などのサービスである。

図表 6-1 SNA から家計サテライト勘定への組み換え



図表 6-2 家計サービス産出額推計の概要



<sup>16</sup> 平成 28 年 SNA 産業連関表及び平成 27 年総務省産業連関表

## 5. 結果の概要

図表6-3 SNAと今回作業の比較  
(平成28年(2016年))

(単位:10億円)

SNA ベース		
	a. 家計最終消費支出	290,817.2
今回作業	b. 中間投入へ分類変更	75,064.2
	c. 総固定資本形成へ分類変更	5,082.3
	d. 分類変更なし	210,670.7
	e. 帰属雇用者報酬	136,234.0
	f. 帰属固定資本減耗	4,630.9
	g. 帰属生産等に課される税	351.6
	h. 家計サービス生産額 (b+c+f+g)	216,280.7
	i. 家計サービス生産を含む 家計最終消費支出 (d+h)	426,951.4

(備考) 図表6-3は家計サービス生産(自己使用のためのサービス生産)を対象とする。図表7において参考系列とした「他者使用のためのサービス生産」を対象としない。

## 第7章 家計サテライト勘定試案の作成

第6章までの作業をもとに勘定を組む。具体的には、UNECE「貨幣評価指針」第4章における「表4-7 拡張勘定系列」に準拠して勘定試案を作成した。

それぞれについての留意点は、次の通り

## 1. 勘定全体

家計サービス生産の範囲は、「貨幣評価指針」により、次の11部門とした。

すなわち、炊事、園芸、清掃、洗濯、衣類、その他家事、育児、介護、買物等、住宅及び移動である。それぞれの内容については、参考資料3を参照していただきたい。

帰属家賃については、すでに「家計最終消費支出」に含まれているので、参考値とした。また、「ボランティア」等については、「貨幣評価指針」における項目には含まれてい

ない。ボランティアを勘定に含めるときは、家計サービス生産を行った家計とは別の家計における最終消費となる。また、このため、生産したサービスの移転取引、すなわち、経常移転(支払)及びそれと同額の経常移転(受取)が家計勘定に計上されることに注意されたい。

## 2. 生産勘定及び所得の発生勘定

産出は、第3章で述べたように投入評価法により推計している。この手法は、国民経済計算年報における政府及び対家計非営利団体の産出推計と同じである。

SNA家計勘定には、個人企業の生産が含まれている。しかし、SNAの生産勘定や所得の発生勘定では、持家の帰属家賃を別とすれば、基礎統計の制約から、個人企業による生産か法人企業による生産かの区分が示されていない。このため、個人企業の生産勘定と所得の発生勘定について、SNA家計勘定及び拡張家計勘定の欄は空欄としている。

なお、現行の国民経済計算では、家計が自動車保有することによって直接負担する自動車関連諸税は、所得・富等に課される経常税、すなわち家計から政府への「経常移転(支払)」に分類されている。しかし、家計サービス生産においては、「移動」にかかる自動車関連諸税(自動車重量税、自動車税等)は、家計から一般政府への経常移転ではなく、「生産・輸入品に課される税」と読み替えられる。

## 3. 所得の第1次配分勘定

拡張家計勘定では、無償労働に係る雇用者報酬が加算され、第1次所得バランスでは、その加算額が反映される。

## 4. 所得の第2次配分勘定

家計サービス生産においては、「移動」にかかる自動車関連諸税は「生産・輸入品に課される税」となることから、拡張家計勘定における経常移転(支払)の額は、SNA家計勘定に比べ、生産・輸入品に課される税に分類変更された額だけ小さくなる。

拡張家計勘定における可処分所得の額は、SNA家計勘定の可処分所得の額に、拡張家計勘定で加算された「無償労働に係る雇用者報酬の額」及び拡張家計勘定において「分類変更された生産・輸入品に課される税の額<sup>17)</sup>」を加算したものに等しい<sup>18)</sup>。

<sup>17)</sup> 可処分所得は、第1次所得バランスに、所得の第2次配分勘定の受取を加算し、支払を減算したものである。生産・輸入品に課される税へと分類変更された額を、減算項目である経常移転(支払)から控除することにより、減算額が少なくなり、可処分所得は増加する。

<sup>18)</sup> なお、拡張家計勘定における分類変更を一国経済に反映させようとする、「移動」にかかる自動車関連諸税を生産・輸入品に課される税に分類したことにより、一般政府部門にも影響が及ぶ。すなわち、一般政府にかかる産出額及び第1次所得バランスも、生産・輸入品に課される税にかかる分類変更額だけ増加する。また、所得の第2次配分勘定においては、一般政府の経常移転(受取)が分類変更により同額だけ減少する。ただし、一般政府部門の可処分所得に影響はない。

## 5. 可処分所得の使用勘定

拡張家計勘定における個別消費支出の額は、SNA 家計勘定個別消費支出から中間投入に分類変更された額及び総固定資本形成に分類変更した額を控除し、家計サービス生産（産出額）を加算した額に等しい。

この結果、拡張家計勘定貯蓄額は、SNA 勘定貯蓄額に比べて、

総固定資本形成への分類変更額  
－固定資本減耗への加算額

だけ大きくなる<sup>19</sup>。

## 6. 資本勘定

拡張家計勘定の資本勘定では、SNA 家計勘定に比べ、総固定資本形成及び固定資本減耗の額が増加する。この増加分は、貯蓄の増加分で相殺される。

この結果、資本勘定における「純貸出／純借入」の額は、SNA 家計勘定と拡張家計勘定では、変化がない（差が生じているのは、単位未満を四捨五入した影響である。）。また、今回作業は概念上の操作であり、金銭上の取引が新たに加わったわけでもない。このため金融勘定には影響しない。

## 第8章 結語

今回の作業は、UNECE「貨幣評価指針」における勧告に沿って、家計サテライト勘定の作成を試みたものである。家計サテライト勘定の全体像は、巻末にある図表7のとおりであるが、国民経済計算（SNA）の本体系では計測対象外の家計の無償労働により産出されたサービスの消費を加えると家計最終消費支出の額は427兆円となり、国民経済計算（SNA）ベースの291兆円より136兆円大きい額となっている。無償労働の貨幣評価額が家計サテライト勘定における家計最終消費支出額の大きさに重要な役割を果たしているなど、ある程度、全体的な姿を示すことができた

考えている。

しかし、推計結果は概算値となっている<sup>20</sup>。活動分類ごとの内訳等、個々の項目をみれば、データ制約などにより推計されていない箇所もある。活動分類別所得支出勘定等の作成、各推計項目の精緻化などは残された課題である。今後、将来的には、5年おきの統計である「社会生活基本調査」の令和3年調査（令和4年12月頃までに公表予定）等をもとに、令和3年を対象にした家計サテライト勘定の研究を進めていく中で、これらの課題への対象も検討していくことが肝要である。

いずれにせよ、ここで作成した試案が、家計サテライト勘定に関する議論の一助となれば幸いである。

（参考資料1） ボランティア活動について

ア. ボランティア活動の概要

国際労働機関（ILO）が作成した「ボランティア測定マニュアル（2011年）」第3.5段落では、ボランティア活動とは、「無給の非強制的な仕事。すなわち、個人が、組織を通じて行う活動、または自分の世帯に含まれない他の人々のために直接行う活動のいずれかのために、報酬を得ることなく、寄付する時間のこと」としている。（下線は引用者による。）。

また、「国民経済計算における非営利団体に関するハンドブック」国際連合（2003）では、付属資料A7「2.1序説」において、ボランティアの特色として、「ボランティア活動はしばしば無償労働や均衡賃金率より低い有償労働というだけでなく、「雇主」と「雇用者」との間の契約によって定められていないという意味で非正規の労働である」。また、Badelt（1999）は次のような点に注目している（同上「2.3 無償労働とボランティア活動」）。

- (1) 有償労働とボランティアの間に境界線を引く。
- (2) 定義により、家事とボランティア活動を区別する。
- (3) 他の人々が、ボランティアの結果から利益を得ていな

<sup>19</sup> 次のように計算される。

拡張家計勘定可処分所得

＝SNA 家計勘定可処分所得＋無償労働に係る雇用者報酬  
＋生産・輸入品に課される税

拡張家計勘定個別消費支出

＝SNA 家計勘定個別消費支出－総固定資本形成への分類変更額－中間投入への分類変更額  
＋家計サービス生産（産出額）  
＝SNA 家計勘定個別消費支出－総固定資本形成への分類変更額－中間投入への分類変更額  
＋（中間投入への分類変更額＋無償労働に係る雇用者報酬＋固定資本減耗への加算額  
＋生産・輸入品に課される税）

拡張家計勘定貯蓄額－SNA家計勘定貯蓄額

＝（拡張家計勘定可処分所得－拡張家計勘定個別消費支出）  
－（SNA 家計勘定可処分所得－SNA 家計勘定個別消費支出）  
＝総固定資本形成への分類変更額－固定資本減耗への加算額

<sup>20</sup> 推計作業では、原則として平成29年度国民経済計算年報による平成28年（2016年）値によった。しかし作業上の理由によって、それらの改定値（単位未満の差異があることがある。）となったところもある。また、すべてのデータを推計対象としているわけではない。いずれにせよ、全体の傾向を理解する上で支障はないと考えている。

ければならない。したがって、趣味のような自己消費活動は除外される。その判断基準は通常「第三者基準」になる。

- (4) 法的に労働の提供を義務付けられたものなどではないこと。

#### イ. 国民経済計算とボランティア活動

2008年版国民経済計算では、ボランティア労働の取り扱いについて、以下のように記述している。

29.156 家計に対する無償のサービスの提供は、生産境界から除外される。そのサービスを提供される家計が、ボランティアが所属する家計である場合でもそうでない場合でも、取扱いは変わらない。

29.157 もし、ボランティアが、非市場生産者または市場NPIに対して提供されるなら、それは生産境界に含まれる。しかし、提供されたサービスの価値は、費用で示される。これは、厳密にゼロであるかもしれないし、現物の賃金・俸給を含んだ、名目的な金額にすぎないものかもしれない。たとえば、保健および教育サービスを提供している修道会は、サービスを提供している個人に賃金を支払わないかもしれないが、食料や宿泊施設を提供しているかもしれない。原則として、これらの費用は現物の賃金・俸給として扱われる。

#### ウ. 家計サテライト勘定とボランティア活動

家計で生産されるサービス生産には、「貨幣評価指針」の対象となる「自己使用のため」のサービス生産だけでなく、「貨幣評価指針」では対象としていない「他者使用のため」のサービス生産、すなわち「ボランティア活動」にかかわるものがあると考えられる。両者を比べると、サービスの提供先に違いがあり、自己使用のためのサービス生産は同じ世帯の構成員に提供されるが、他者使用のためのサービス生産は、他の家計あるいは非営利団体その他の法人に提供される。

#### エ. この作業におけるボランティアの取り扱い

この調査研究において「ボランティア」というとき、「平成28年社会生活基本調査」における「ボランティア」の時間を採用しており、ボランティアの定義は、社会生活基本調査において測定された範囲となる。

また、参考図表1「ボランティア活動の内容例示一覧」も参照されたい。この一覧は、「社会生活基本調査」（用語の解説）別表4を転記したものである。

(参考資料2) 生産境界について

#### ア. 08SNAにおける議論

「08SNAによれば、市場生産者及び非市場生産者が行う生産活動は、経済の生産境界の内側にある。これには、法人企業や準法人企業、家計に含まれる個人企業、一般政府そして対家計民間非営利団体が含まれる。

家計が行う生産活動で、その世帯で最終使用されない財の生産も生産境界の内側にある。家計が行う生産活動で、その世帯で最終使用されないサービスの生産は、自己が所有する住居の賃貸サービスの生産及びその同居する使用人によって支払われる家族向け及び個人向けサービスに限って、生産境界の内側にある。

自己が所有する住居の賃貸サービスの産出は、自己が所有する住居に類似した賃貸住宅に支払われた家賃と同等であることができる。この場合、労働投入がない。このことから、ボランティア活動として測定されることはない。

家計が、自己の最終使用のために生産したその他のすべてのサービスは無償であり、たくさん生産されるけれども、SNAの生産境界には含まれない。典型的な無償の家計サービスとしては、家庭で行われる炊事、洗濯、子守といったものが挙げられる。」(ILOマニュアル)

#### イ. 家計サービス生産をSNA生産境界の外側に置くことについて

以下は、08SNA第6章における議論(抄)。

06.28 家計の構成員による彼らの自己最終消費のためのサービスの生産は、国民経済計算において測定される生産から伝統的に除かれているので、この理由を簡単に説明しておく必要がある。家計構成員によってサービスが生産され、それが同一家計内部で消費されるとき、そのことについて勘定に記入が行なわれない場合を列挙することから始めるのが有用である。

06.29 ほとんどの国において、かなりの労働量がこのようなサービスの生産に充てられており、それらの消費は経済的厚生に重要な貢献をしている。しかし、国民経済計算が資する分析的および政策的目的は多様であり、単純に、あるいは、その主要な目的として、福祉の指標を作るために国民経済計算を作成しているとはいえない。家計内で生産される無給の家事あるいは個人サービスに対して価値の帰属が行なわれない理由は以下のように要約されるであろう。

- a. 家計内でのサービスの自己勘定生産は経済の他の部分に限られた影響しかもたない完全に自足

参考図表 1 ボランティア活動の内容例示一覧

ボランティア活動の種類	内容例示
健康や医療サービスに関係した活動	・献血、献血活動への呼びかけ ・巡回医療・診療 ・健康相談 ・薬に関するデータ提供 ・病院における活動（利用者サービスの向上のための協力、環境整備のための活動、入院患者の生きがいをづくりのための活動）
高齢者を対象とした活動	・高齢者と若者（子供）との交流の場づくり ・高齢者へのレクリエーション指導および相手 ・生きがいをづくりのための技能指導 ・ひとり暮らしの高齢者を家庭に招待 ・高齢者の見守り活動や散歩相手、話し相手 ・寝たきりやひとり暮らしの高齢者への給食サービス ・介護サービス
障害者を対象とした活動	・盲児・し体不自由者の学校などへの誘導 ・障害者の学習指導 ・障害者へのレクリエーションまたは技能指導 ・在宅障害者への友愛訪問、訪問介助サービス ・障害者の社会参加協力（車イスの提供など） ・点訳・朗読・レコーディング・手話などの奉仕 ・難病者への支援
子供を対象とした活動	・赤ちゃん相談、子育てサロン ・児童遊園地などでのレクリエーション指導 ・子供会や子育て団体の援助・指導 ・児童の学習指導 ・児童保育 ・学校行事の手伝い
スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動	・スポーツ教室における指導 ・スポーツ会場の警備 ・各種講習会の開催 ・社会人大学の講師 ・音楽家・芸術家の育成支援 ・市民劇団の開催 ・演劇の鑑賞会の企画 ・伝統文化の継承と普及 ・郷土の歴史研究 ・調査研究、情報収集および提供 ・学会・研究会・勉強会の支援
まちづくりのための活動	・道路に花を植える ・駅の自転車置き場の整理 ・道路・公園などの清掃 ・都市と農村の交流 ・地域団体のリーダーとしての活動 ・村おこし・地域おこしの活動
安全な生活のための活動	・地域の危険場所点検のための巡回 ・交通安全運動 ・通学路の安全確保活動 ・「火の用心」の巡回
自然や環境を守るための活動	・廃油を使った石鹸作りの指導 ・海浜美化活動（ゴミ集め） ・環境教育 ・野鳥の観察・保護の活動 ・砂漠の緑化活動（または植林活動）
災害に関係した活動	・救援物資の確保・輸送 ・災害復旧のための資金の募集・現地での労力奉仕 ・炊き出しなどの災害時の救援 ・災害後の被災者への救援
国際協力に関係した活動	・国際交流・国際親善 ・海外技術協力 ・海外への食料援助 ・留学生支援
その他	・人権相談 ・情報システム技術の提供 ・生活保護者の支援 ・消費者相談 ・上記に挙げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動

（備考）「ボランティア活動」は、「もっぱら他人や社会のため」に行うもので、以下の行動は、ボランティア活動には含まない。〔宗教活動、政治活動、消費者運動、市民運動、権利主張や政策提言型の運動〕

（出所）「社会生活基本調査」用語の解説

的な活動である。家計サービスを生産しようとする決定には、そのサービスを消費しようとする同時的な決定を伴う。このことは財についてはあてはまらない。たとえば、家計が農産物の生産を行なう場合、家計がそれらのすべてを消費しようとしているということにはならない。作物が収穫されると、生産者はどれだけを消費し、どれだけを将来の消費あるいは生産のために貯え、どれだけを市場における販売や物々交換のために提供するかについての選択を行なうことができる。事実、財の自己勘定生産について一般に言われることであるが、生産が行なわ

れる時点ではそのどれだけを最終的に生産者が消費するかを決定することはできない。たとえば、農産物の収穫が予想よりも良いことがわかった時、家計は、当初においてはそのすべてを消費することにしていたとしても、その一部を市場において処分するであろう。この種の可能性はサービスについては存在しない。つまり、サービスを生産した後で、それを販売するか否かを決定することはできない。

b. 家計のサービスの大部分は市場向けに生産されるものではないので、そのようなサービスを評価するために使用しうるような適当な市場価格

は、典型的には、存在しない。したがって、勘定項目のほとんどが貨幣的取引に基づいたものであることから考えて、このようなサービスについて、産出だけでなく、それらに伴う所得や支出についても、そうした貨幣的取引の価額と加算して意味があるような推計を行なうことは、きわめて困難である。

- c. 持家住宅の帰属家賃を除いて、自己消費のためのサービスの生産に関する意思決定は、経済政策の影響を受けることがなく、また経済政策に対しても影響を与えない。自己消費のために生産されたサービスの帰属価額は、貨幣フローと同等のものではないからである。生産された家計サービスの水準が変わっても、たとえば、経済の税収にも、また為替相場にも影響を与えることはない。これは、ほんの二例である。

06.30 したがって、国民経済計算作成者が家計内でのサービスの生産と消費に伴う産出、所得および支出に価額を帰属することを躊躇する理由は、様々な要因の組合せ、すなわち、このような活動が市場から分離し独立して行なわれること、このような価額について経済的に意味のある推計値を得ることの非常に困難さ、政策目的および市場と市場不均衡の分析に対して諸勘定がもつ有用性への良からぬ影響、等によって説明される。

06.31 生産の境界から家計サービスを除外した結果、労働力統計や雇用統計に対しても影響を及ぼしている。国際労働機関 (ILO) のガイドラインによると、経済活動人口とは、SNAの生産の境界に含まれる生産に従事している人々のことである。この境界を自己勘定家計サービスの生産を含めるように拡大するならば、事実上、全成人人口が経済的に活動していることになり、失業はなくなってしまう。実際的にも、意味のある雇用統計を得るためだけでも、SNAにおける既存の生産境界に戻ることが必要である。

(参考資料3) プリコード方式とアフターコード方式について

#### ア. 社会生活基本調査

総務省統計局「社会生活基本調査」は、生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況などについての統計を作成するための調査である。この調査は平成13年から5年

ごとに全国を対象に行われている。

このうち生活時間に関する調査では、標本抽出した世帯を8つのグループに分け、それぞれ、あらかじめ依頼した2日間について、10歳以上の世帯員全員の行動等を、15分を単位として記録するものである。このうち調査票Aについては、15分ごとの行動等をあらかじめ示した類型に当てはめる記入方式がとられ、調査票Bについては、15分ごとの行動等を自由に書き込む記入方式がとられた。いずれの調査においても、2つの方式の調査対象が重複せず、また、前回調査した世帯には調査していない。

なお、28年調査では、A方式の調査は約18万人を集計対象とし、B方式の調査では約1万人を集計対象としている。

#### イ. プリコード方式 (調査票A)

社会生活基本調査の調査票Aでは、15分ごとに、あらかじめ調査票に記載 (プリコード) してある20種類の行動等のどれを主として行ったかを記入する書式になっている。

リストアップされているのは、以下の通りである (詳しくは、別表Aを参照されたい)。

- ・ 一次活動 【1.睡眠、2.身の回りの用事、3.食事】
- ・ 2次活動 【4.通勤・通学、5.仕事 (収入を伴う仕事)、6.学業 (学生が学校の授業やそれに関連して行う学習活動)、7.家事、8.介護・看護、9.育児、10.買い物】
- ・ 3次活動 【11.移動 (通勤・通学を除く)、12.テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、13.休養・くつろぎ、14.学習・自己啓発・訓練 (学業以外)、15.趣味・娯楽、16.スポーツ、17.ボランティア活動・社会参加活動、18.交際、付き合い、19.受診・療養、20.その他】

#### ウ. アフターコード方式 (調査票B)

社会生活基本調査の調査票Bでは、15分ごとに、「おもに何をしていましたか」「同時に何か他のことをしていましたか」を書き込む書式になっている。また、「園芸」「裁縫」「菓子作り」「大作業」などは、趣味として行っているのか、家事として行っているのかわかるように、「菓子作り (趣味)」や「菓子作り (家事)」などと記入することになっている。このほか、子供の世話については子供の年齢を記入する、移動については移動の目的を記入するなどとしている。こうして書き込まれた行動等を、別表Bの分類 (アフターコード) によって集計する。

集計における分類は以下の通りである (詳しくは、別表Bを参照されたい)。



1. 家事  
 (1)食事の管理、(2)菓子作り、(3)園芸、(4)住まいの手入れ・整理、(5)衣類等の手入れ、(6)衣類等の作製、(7)建築・修繕、(8)乗り物の手入れ、(9)世帯管理、(10)子供（乳幼児以外）の介護・看護、(11)家族（子供以外）の介護・看護、(12)子供（乳幼児以外）の身の回りの世話、(13)家族（子供以外）の身の回りの世話、(14)その他の家事
2. 育児  
 (1)乳幼児の介護・看護、(2)乳幼児の身体の世話と監督、
- (3)乳幼児と遊ぶ、(4)子供の付き添い等、(5)子供（乳幼児以外）の教育、(6)子供の送迎移動、(7)子供（乳幼児以外）と遊ぶ
3. 買物等  
 (1)買物、(2)公的サービスの利用、(3)商業的サービスの利用
4. 移動  
 「家事」「育児」「買物等」に関連した移動
5. ボランティア等  
 (1)ボランティア活動、(2)ボランティア活動に伴う移動

参考図表2 社会生活基本調査 別表A 調査票Aにおける行動の分類

行動の種類	内容例示	備考
1 睡眠	夜間の睡眠、昼寝、仮眠、ベッドで眠りに落ちるのを待つ	・就寝から起床までの時間をいう。 ・うたたねは「13 休養・くつろぎ」とする。
2 身の回りの用事	洗顔、入浴、トイレ、身じたく、着替え、化粧、整髪ひげそり、理美容室でのパーマ・カット、エステ、巡回入浴サービスを利用した入浴	・自分のための用事をいう。 ・炊事、掃除、洗濯は「7 家事」とする。 ・介護サービスなどを利用して行う場合もここに含める。
3 食事	家庭での食事・飲食、外食店などでの食事・飲食、学校給食、仕事場での食事・飲食	・交際のための食事・飲食は「18 交際・つきあい」とする。 ・間食（おやつ）は「13 休養・くつろぎ」とする。
4 通勤・通学	自宅と仕事場の行き帰り 自宅と学校（各種学校・専修学校を含む）との行き帰り	・途中で寄り道をした場合も、ふだんの経路を大きくはずれない場合の移動の時間はここに含める。
5 仕事	通常の仕事、仕事の準備・後片付け、残業 自宅に持ち帰ってする仕事、アルバイト、内職、自家営業の手伝い、仕事中の移動	・本人または自家の収入を伴う仕事をいう。 ・休憩時間などのため仕事をしない時間は除く。 ・出張先への行き帰りの移動は「11 移動」とする。
6 学業	学校（小学・中学・高校・高専・短大・大学・大学院・予備校など）の授業や予習・復習・宿題、校内清掃ホームルーム、家庭教師に習う、学園祭の準備	・必修科目として行うものでないクラブ活動・部活動はその内容により「15 趣味・娯楽」、または「16 スポーツ」などとする。 ・学習塾での勉強はここに含める。
7 家事	炊事、食事の後片付け、掃除、ゴミ捨て、洗濯、アイロンかけ、つくろいもの、ふとん干し、衣類の整理片付け、家族の身の回りの世話、家計簿の記入 株価のチェック・株式の売買、庭の草とり 銀行・市役所などの用事、車の手入れ、家具の修繕	・通勤・通学者などの送迎はここに含める。 ・自家消費用の作物の栽培などもここに含める。ただし、趣味として行っている場合は「15 趣味・娯楽」とする。 ・インターネットによる株価のチェック・株式の売買もここに含める。
8 介護・看護	家族・他の世帯にいる親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの手助け、看病	・一時的な病気などで寝ている家族に対する介護・看護もここに含める。 ・家族以外の人に対する無報酬の介護・看護は「17 ボランティア活動・社会参加活動」とする。
9 育児	乳幼児の世話、子供のつきそい、子供の勉強の相手、子供の遊びの相手、乳幼児の送迎、保護者会に出席	・子供の教育に関する行動を含む。 ・就学後の子供の身の回りの世話は「7 家事」とする。
10 買い物	食料品・日用品・電化製品・レジャー用品など各種の買い物、DVDのレンタル	・ウインドーショッピング、インターネットによる買い物も含む。
11 移動 (通勤・通学を除く)	電車やバスに乗っている時間・待ち時間・乗換え時間自動車に乗っている時間、歩いている時間	・「4 通勤・通学」以外の移動で、出発地から目的地までの時間をいう。
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	テレビ・ラジオの視聴 新聞・雑誌の講読 テレビから録画した番組を見る、インターネットでニュースを読む	・テレビ（録画を含む）・ラジオ（録音を含む）・新聞・雑誌による学習は「14 学習・自己啓発・訓練（学業以外）」とする。 ・購入・レンタルなどによるDVDの視聴は「14 学習・自己啓発・訓練（学業以外）」または「15 趣味・娯楽」などとする。
13 休養・くつろぎ	家族との団らん、仕事場または学校の休憩時間、おやつ・お茶の時間、食休み、うたたね、家族の見舞い	・テレビ・ラジオなどを視聴しながらくつろいだ時間は「12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」とする。

行動の種類	内容例示	備考
14 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	学級・講座・教室 社会通信教育、テレビ・ラジオによる学習、クラブ活動・部活動で行うパソコン学習など、自動車教習	・個人の自由時間に行う学習をいう。 ・職場で命ぜられて受けた研修は「5 仕事」とする。 ・学校の宿題の「自由研究」は「6 学業」とする。
15 趣味・娯楽	映画・美術・スポーツなどの観覧・鑑賞 観光地の見物ドライブ、ペットの世話、ゲーム機で遊ぶ、趣味としての読書(漫画を含む)、クラブ活動・部活動で行う楽器の演奏	・菓子作り・園芸・日曜大工など、趣味として行っている場合はここに含める。
16 スポーツ	各種競技会、全身運動を伴う遊び、家庭での美容体操クラブ活動・部活動で行う野球など(学生が授業などで行うスポーツを除く) 一つ	・運動としての散歩を含む。ただし、特別の目的がある移動(職場に歩いて行く)は含めない。
17 ボランティア活動・社会参加活動	(ボランティア活動) 道路や公園の清掃、施設の慰問、点訳、手話、災害地などへの援護物資の調達、献血 高齢者の日常生活の手助け民生委員、ル運動交通安全運動、スポーツ大会の運営 (社会参加活動) 労働運動、政治活動、布教活動、選挙の投票	・自分の所属する町内会・PTA・同業者団体のために行う世話はここに含める。 ・自分の所属する地域・団体で行うバザー、お祭り、運動会などへの単なる参加は「10 買い物」、「15 趣味・娯楽」、「16 スポーツ」などとする。
18 交際・付き合い	知人と飲食、冠婚葬祭、同窓会への出席・準備、あいさつ回り、友人の見舞い、友達との電話・会話、手紙を書く	・交際のための趣味・娯楽、スポーツはそれぞれ「15 趣味・娯楽」、「16 スポーツ」とする。
19 受診・療養	病院での受診・治療、自宅での療養	
20 その他	求職活動、墓参り、仏壇を拝む、調査票を記入する	

参考図表3 社会生活基本調査 別表B 調査票Bにおける無償労働の内訳

行動の種類	定義	内容例示	備考
1. 家事(1)~(14)	本人又は家族のための物の生産及びサービスの提供。 育児及び買い物は除く。		・家族のために行ったことで、同時にそれが他の家族の者のためになる場合がある行動も含む。
(1)食事の管理	①食事の準備に関連した行動。 ②食物の保存に関連した行動。 ③食事の後片付けに関連した行動。	①料理をする、料理を温める、コーヒーを入れる、弁当を作る ②自家消費する漬物作り、ジャムを作る、作った料理を冷凍庫(冷蔵庫)で保存する ③食卓を片付ける、食器を洗う、食器をふきんで拭く	
(2)菓子作り	菓子作り	アップルパイを焼く、プリンを作る	・趣味として行っていることが特定できる場合は、「趣味としての菓子作り」とする。
(3)園芸	自家消費を主な目的とする米、野菜及び庭木などの栽培及びその収穫。	家庭菜園、畑仕事、稲刈り、果樹の手入れ、ガーデニング、庭仕事	・趣味として行っていることが特定できる場合は、「趣味としての園芸」とする。
(4)住まいの手入れ・整理	①家の中の掃除、片付け。  ②家の外の掃除。 ③物を整理する。  ④暖房、給水。  ⑤自宅等における様々な種類の事柄の調整。	①掃除機をかける、床にワックスをかける、部屋を片付ける、ちらかったおもちゃを片付ける、衣服を片付ける、ふとんを干す、ごみを出す ②庭の掃除、玄関を掃く、家前の道路の掃除 ③買ってきたものを整理する、翌日着る衣服を用意する、通学カバンに必要なものを入れる ④風呂の準備、暖房用の燃料を用意する ⑤探し物をする、カーテンをつるす、雨戸を閉める、引越、花瓶の水替え	

行動の種類	定義	内容例示	備考
(5)衣類等の手入れ	①衣類等の洗濯。 ②衣類等のアイロンがけ及び整理。 ③衣類等の繕い及び衣替え。	①汚れ物を手洗いする、洗濯物を干す、洗濯機をセットする ②アイロンがけ、乾いた洗濯物を仕分けする ③衣服の繕い、衣替え、衣服のリフォーム、ボタンの付け替え靴磨き	
(6)衣類等の作製	新しく衣類等を作ること。手編み、針仕事。機械を使った場合も含む。	カーテンを縫う 洋服を作る手芸 編み物をする	・衣類等を繕う場合は、「215衣類等の手入れ」とする。 ・趣味として行っていることが特定できる場合は、「538趣味としての衣類等の作製」とする。
(7)建築・修繕	①建物（住居、車庫、離れ等）の建設、増築及び改築。（大規模なもの） ②建物（住居、車庫、離れ等）の修理。 ③家具や家庭用品の作製・維持。	①壁に断熱材を付ける、車庫を建てる、排水管をつける、台所を改築する ②壁の塗り直し、屋根の修理、塗装、壁紙の張替え、照明器具を付ける、窓枠を取り付ける、詰まったシンクを直す ③家具を取り付ける、陶器、道具、耐久品を作る、電球を取り替える、台所の換気扇を掃除する、日曜大工	・趣味として行っていることが特定できる場合は、「創作」とする。
(8)乗り物の手入れ	世帯にある乗り物を自分自身で手入れすること。	車のタイヤ交換、自転車のパンク修理、オートバイの修理、洗車	
(9)世帯管理	世帯に関連する計画や調整、予算計画、株取引などの行動。	家計簿の記入、家族の週末の予定を計画した、旅行の計画、インターネットで自己所有の株価をチェック	
(10)子供（乳幼児以外）の介護・看護	就学後から学齢 17 歳以下の子供の身体的世話。	けがをしている中学 3 年生の子供の介護、9 歳の子供の病院に付き添う	
(11)家族（子供以外）の介護・看護	学齢 18 歳以上の家族の病人や高齢者の身体的世話。	高齢の親の入浴を介助、入院している妻に付き添う	
(12)子供（乳幼児以外）の身の回りの世話	就学後から学齢 17 歳以下の子供の援助や面倒をみること（家事、介護・看護を除く。）。	小学 1 年生の子供の着替えの世話	
(13)家族（子供以外）の身の回りの世話	学齢 18 歳以上の家族の援助や面倒をみること（家事、介護・看護を除く。）。	夫の散髪 夫を起こす 祖父母の肩たたき	
(14)その他の家事	①家畜を飼うことで、成果物が自家消費目的で生産される場合。 ②(1)～(13)及び上記①以外の家事。	①家畜に餌をやる、ニワトリの世話、ヤギの乳搾り ②家の手伝いをする	
2. 育児 (1)～(7)	親や兄姉が行う子供又は弟妹の世話や教育に関する行動。		・祖父母が孫の世話や看病などをする場合も含む。 ・家族のために行ったことが、同時に他の家族の者のためになる場合がある行動も含む。
(1)乳幼児の介護・看護	病気やけがをしている乳幼児（就学前の子供）の身体的世話。	風邪で寝ている 3 歳の子供の看病をする、5 歳の子供の診察に付き添う	
(2)乳幼児の身体の世話と監督	①乳幼児（就学前の子供）の世話。 ②乳幼児（就学前の子供）の屋内外での監督	①0 歳の子供に食事を与える、2 歳の子供を入浴させる、乳児の体を拭く、乳児に授乳する、0 歳の子供のおむつを替える ②3 歳の妹の子守をする、公園で遊ぶ 3 歳の子供を見守る 3 歳と 5 歳の子供たちと一緒に遊び場にいる（戸外での監督）	

行動の種類	定義	内容例示	備考
(3)乳幼児と遊ぶ	乳幼児（就学前の子供）の遊び相手。	2歳の子供に本を読む、幼稚園に通う子供と遊ぶ、4歳の子供と数字遊びをする	・乳幼児に勉強を教える場合も含む。 ・1歳と小学2年生の子供と遊んだ場合も含む。
(4)子供の付き添い等	①学齢17歳以下の子供の学校行事への参加。 ②スポーツセンター、音楽のレッスン、塾等で待つこと。	①幼稚園の入園説明会、小学生の子供の授業参観に出席、中学1年生の子供の保護者会に出席 ②子供のピアノのレッスンが終わるのを待つ、小学1年生のスイミングスクールに付き添う	・教育に関連したものであれば、必ずしも子供と一緒にでなくともよい。 ・待っていること以外に他の行動が特定されればその行動を主な行動とし、同時行動を「子供の付き添い等」とする。 ・移動に費やされた時間は「子供の送迎移動」とする。
(5)子供（乳幼児以外）の教育	就学後から学齢17歳以下の子供が物事をどのようにすればよいか導く。子供の勉強を見る。宿題の手伝い。	小学5年生の子供の勉強を見る、親が小学生の算数ドリルの問題を採点する	・乳幼児への教育は、「乳幼児と遊ぶ」とする。
(6)子供の送迎移動	学齢17歳以下の子供の送り迎え。	保育園へ連れて行く 駅へ中学3年生の息子を迎えに行く	
(7)子供（乳幼児以外）と遊ぶ	就学後から学齢17歳以下の子供と行う室内外の遊び。	小学生の子供と遊ぶ 8歳の妹と遊ぶ 小学4年生の子供とサッカーボールで遊ぶ	・乳幼児と遊ぶのは、「223 乳幼児と遊ぶ」とする。
3. 買い物・サービスの利用(1)～(3)	買い物及び外部から家事などのサービスを受けるための行動。		・家族のために行ったことで、同時に他の家族の者のためになる場合がある行動も含む。 ・美容院など個人ケアに係るサービスの利用は、「424 身の回りの用事（個人サービスの利用）」とする。
(1)買い物	①住居、車、家具、家電製品等の資本財や食物、雑誌等の消費財の購入やレンタルのための外出。 ②店、フリーマーケットなどを見て歩き、品定めをする。 ③電話・インターネット及び注文書による商品の注文及び予約。	①買い物、ガソリンスタンドで給油、レンタルビデオ店でビデオ等を借りる ②ウインドーショッピング、店で服を試着する ③電話でピザを注文、インターネットを利用した商品の注文、電話でチケットを予約	・サービスの予約も含む。
(2)公的サービスの利用	役所や公的機関のサービスの利用。	住民票の交付を受ける、法務局で登記簿の複写、警察署で車の免許証の更新	・図書館で本を借りるなどの行動は、「教養・娯楽」とする。
(3)商業的サービスの利用	クリーニング店、銀行等の商業的サービスの利用。	クリーニング店へ洗濯物を出す、ホテルにチェックイン、ガソリンスタンドでオイル交換と整備をしてもらう、銀行で預金をする、自動預金支払機でお金をおろす、旅行代理店で旅行の相談をする、郵便局で小包を受け取る	・商品の注文は、「買い物」とする。
4. 家事関連に伴う移動	①「家事」に関連した移動。 ②「育児」に関連した移動。 ③「買い物・サービスの利用」に関連した移動	①夫を職場に車で送る、父の看護をりに病院へ行く ②小学生の子供の授業参観のために学校へ行く ③買い物に行く	・子供の送り迎えは、「子供の送迎移動」とする。
5. ボランティア活動関連	無償（交通費など実費程度の支払いは有償とはみなさない。）で、家族以外の者又は団体に奉仕すること及びそれに関連する行動。		

行動の種類	定義	内容例示	備考
(1)ボランティア活動	①社会や自分を含む組織のための無償の活動。 ②他の家族のための無償の活動	①環境保全と動物愛護、献血、ボランティアグループで道路の補修をする、スポーツのコーチ、審判をする、町内会の役員会に参加、PTAの役員会 ②隣家の高齢者の食事の手助け隣家の子供の遊び相手をする	
(2)ボランティア活動に伴う移動	「ボランティア活動」に関連した移動。	ボランティア活動を行うため、公民館に行く 高齢者施設の慰問に行く	・家族でない者のための送迎も含む。

(備考) 1. 総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」調査票Bの用語の解説より抜粋

2. この調査では「無償労働」を、「本人又は自家の収入を目的としない仕事（物の生産及びサービスの提供）」としている。

(巻末資料)

図表7 家計サテライト勘定試算(平成28年(2016年))

(単位:10億円)

生産勘定	SNA 家計勘定		家計サテライト生産		参考系列											
	A	B-A+C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	P	Q	R
生産																
産出																
中間投入																
所得																
総付加価値																
固定資本減耗																
純付加価値																
所得の発生勘定																
所得																
純付加価値																
雇業者報酬																
生産等に課される税																
生産への補助金																
営業余剰/混合所得																
第1次所得の配分勘定																
受取																
営業余剰/混合所得																
雇業者報酬																
財産所得(受取)																
支払																
財産所得(支払)																
第1次所得バランス																
所得の第2次配分勘定																
受取																
第1次所得バランス																
経常移転(受取)																
支払																
経常移転(支払)																
可処分所得																
可処分所得の使用勘定																
受取																
可処分所得																
年金給付変動調整																
支払																
個別消費支出																
貯蓄																
資本勘定																
貯蓄																
移転																
資本移転(受取)																
資本移転(支払)																
資産																
固定資本形成																
変動																
非生産資本の純増																
在庫変動																
純貸出/純借入																

(参考系列)

帰属家賃	P	Q	R
ボラン			
ティア			
移動			

(備考) 1. SNA 家計勘定の計数は、平成29年度国民経済計算年報による。

2. 四捨五入により、各項目を合計したものは、合計値と一致しないことがある。

3. 家計サテライト生産は「自己使用のためのサービス生産」を対象とする。帰属家賃はそれに含まれるが、SNA 家計勘定に既に含まれるため、参考系列とした。「他者使用のためのサービス生産」はボランティア及び同左移動から成る。それらを参考系列とした。

## (参考文献)

- European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank 「System of National Accounts 2008」(邦訳：国民経済計算部(仮訳))
- International Labour Organization 「Manual on the measurement of volunteer work」(2011)
- J. E. Stiglitz, A. Sen J-P Fitoussi 「Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress」(2009)(邦訳(抄訳)：福島清彦「暮らしの質を測る 経済成長率を超える幸福度指標の提案」(2012)金融財政事情研究会)
- United Nations Economic Commission for Europe 「GUIDE on Valuing Unpaid Household Service Work」(2017)(邦訳：国際連合欧州経済委員会「無償の家計サービス生産の貨幣評価についての指針」国民経済計算部(仮訳))
- 国際連合特別総会「女性 2000 年会議アドホック全体会合に関する報告書」(2000)(邦訳：総理府(現：内閣府男女共同参画局)による仮訳。)
- 総務省(10 府省庁共同編集)「平成 27 年(2015 年)産業連関表」(2019)
- 総務省統計局「平成 28 年社会生活基本調査—詳細行動分類による生活時間に関する結果—」(2017)
- 第 4 回女性会議「行動綱領」(1995)(邦訳：総理府(現：内閣府男女共同参画局)による仮訳。)
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編「平成 29 年度国民経済計算年報」(2019)及び「平成 30 年度国民経済計算年報」(2020)(なお、最新版については、印刷物として作成されたものはない。内閣府のホームページから検索するか、以下の URL を参照されたい。  
<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>)
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「無償労働の貨幣評価」(平成 30 年 12 月公表(令和元年 6 月一部訂正))

